# 婦人と年少者

昭和二十八年五月二十日発行（毎月一回五日発行）　第四巻　第五号

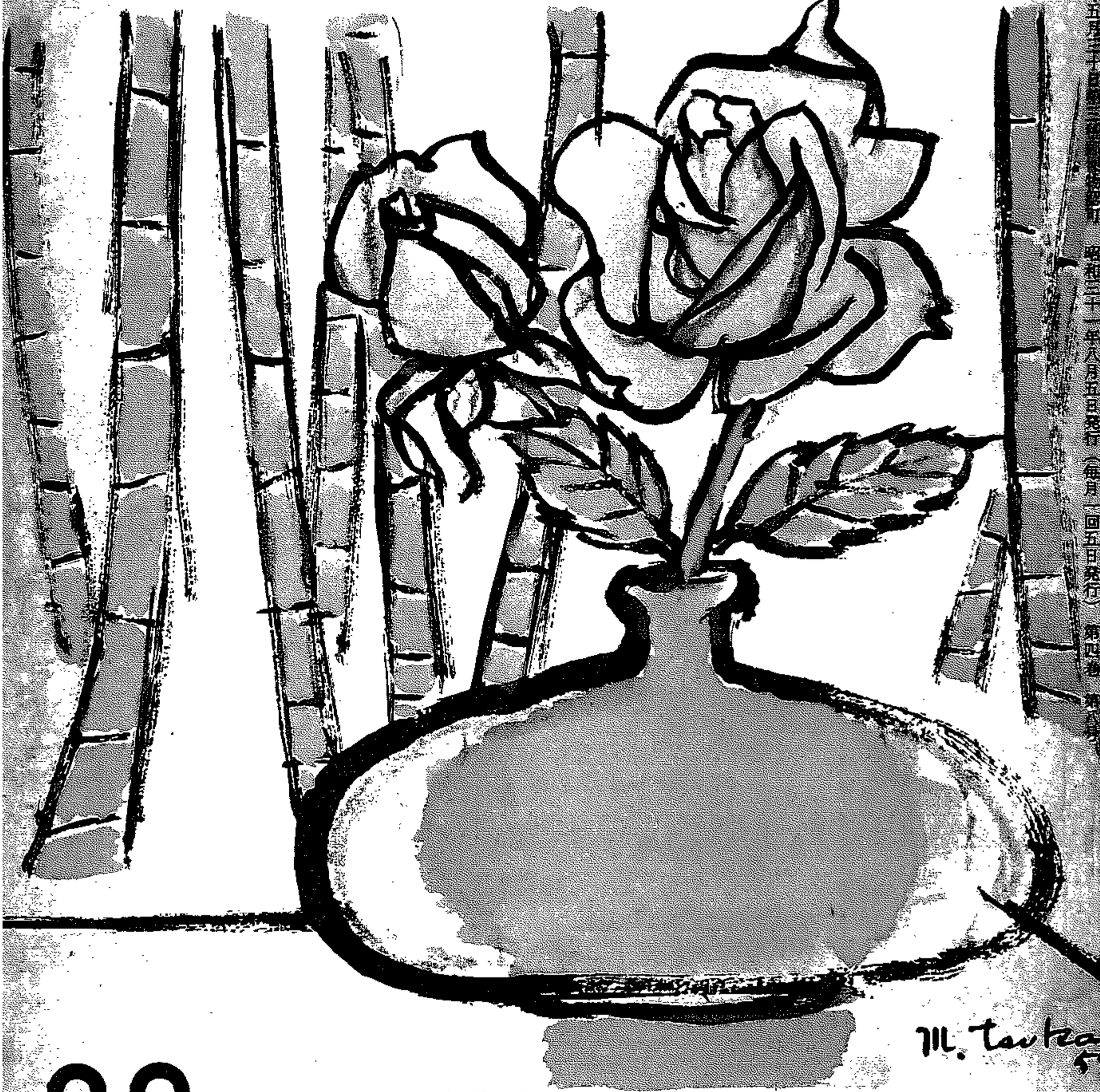

38

中小企業に働く婦人の福祉

婦人少年協会

婦人と年少者　三十八号　目次

中小企業における婦人労働者の実態……斉藤一・加藤達子…2
片隅の芽……西清子…7

婦人労働問題地方研究会議より

繊維工場に働く女子の福祉対策……岩手婦人少年室 10
青梅の織物業に働く女子の福祉対策　東京婦人少年室 11

◇働く婦人の福祉運動要項……9
養成工とクラブ活動……住友和歌山教習所…15
臨時調査員の手帳……長谷川喜子…16

妻を遺棄する夫と英国の法律……17
家事審判所の一部を改正する法律……17
母子福祉資金の貸付等に関する法律を一部改正する法律……18

資料室

労働者家族の生活問題懇談会の報告……19
最近の女子の雇用について……21
旅館飲食店等に働く未亡人……24
女子労働者の保護規定について(5)……28
六月の婦人界の動き……30
戦後における婦人問題文献目録(5)……31
女子の就業者数と完全失業者数、平均現金給与……表紙の3

◇婦人少年局ニュース——婦人少年室婦人問題相談員氏名——……表紙の3

表紙……塚谷政義
扉……甲斐仁代



労働大臣賞受賞・労働省婦人少年局編

# 明日をになうもの

・働く少年少女の生活文集・

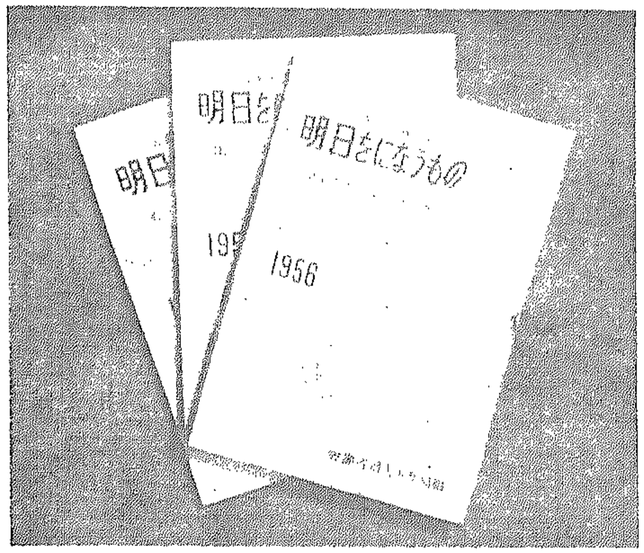


◇労働省婦人少年局が全国の働く少年少女から募集した生活記録の中から五十篇を選び集録したもの

◇親のない子供、苦しい生活の中でも向学心に燃えている子供、暗い生活の中で強く明るく生きようと努力している子供、なぜ自分はこう不幸かと考えている子供——働いている子供はシンを持っている。
（読売新聞社編集局教育部長　金久保通雄）

◇みんな粒がそろって、ある程度のできばえである。実生活に徹していて、観念的なことを云っている作文がないのが、一つのよい特長となっている。
（作家・婦人少年問題審議会長　平林たい子）

◇どの一篇をとっても、恵まれない境遇の中で、真剣に生活を追及している姿には敬服した。
（NHK教養課長　横尾克巳）

◇ものを見る眼も、考え方も、今年は一段と進んできた。しかし、その訴えは必ずしも強くはない。けれども、これに対してわれわれは襟を正して反省し、その実を示さなければならない。
（労働科学研究所長　桐原葆見）

B6判
152頁
定価140円
〒24円

◇目下発売中



発行所　婦人少年協会
東京都千代田区神田一ッ橋1の1
振替東京107914

# 中小企業における婦人労働者の実態

労働化学研究所
斎藤一
加藤達子

日本の中小企業は、工場の数からいっても、労働者の数からいっても、大企業にくらべて遙かに多く、わが国の産業構造の上で重要な位置を占めている。この重要な中小企業についての問題が、世間とくに新聞誌上などでとりあげられるとき、殆んどがその経営の救済ということで問題にされ、そこで働く労働者の問題は、とかく見失われがちであった。とくに中小企業の問題は、その労働者も含めて考えられなければならない。というのは、とかく中小企業の経営上の不利な条件は、それが労働者の上にはね返って、しわよせされることについては、よくいわれている通りであるが、然らばそのしわよせは、労働者自身の身体にどのような形で影響を及ぼし、かつその影響の度合いは、生理的な範囲にとどめられているか、どうか、具体的な事実について科学的分析を進めると、実に寒心にたえないものがあるからである。

有利な大企業にいけない労働力のもつ質的な劣性と、意識水準の低い女子の多いという労働力構造上の特質とが、このような状態を招く労働の悪条件下に労働者をおくことを一層容易にしている。

綿、絹人絹等の織物はいうまでもなく、繊維製品、雑貨などの中小企業には、婦人労働者が非常に多い。これらの工場で働く婦人の問題には、共通したものがある。例えば低賃金、労働時間の長いこと或いは労働密度の高いこと、いいかえれば就業時間中を忙しく、息ぬきのない状態で立ち働いていることなどである。

もう一つ特徴的なことは、一般大企業が女子についでは、剰余均一な年齢構成を持っているのに対し、中小企業では、既婚の婦人を擁し、それもかなり高年まで包含されていることである。

この形態は、生産労働の社会的な意義からすれば、勿論望ましく、女子が結婚により、生産という社会的活動の場を離脱する従来からの一般の傾向に対して、より進んだ生き方といえるけれども、一方既婚婦人の場合、家事や育児の負担が、加重され、更に妊娠、出産を経て育児につながる一連の問題が、ここでは、婦人の宿命でもあるかのように、つきまとい、問題を派生させている。

## 一、労働時間と健康
### —ヘモグロビンとの関係—

始めに労働時間であるが、中小織物工場でも地方によってかなり特徴的なちがいがある。例えば裏日本某県の絹人絹織物業では、始業六～七時、終業午後六時、従づて拘束十一～十二時間、この間十二時から昼食休憩一時間以内で、個人によりまちまちだが、任意の休みの時間がとれる。休日は稍々大きい方に属する工場では、週休制のところもあるが、多くは月二回である。これに対し、綿織、別珍を主とする表日本某県の実状は、二交代制をとっている。規模により始業は一様でないが、比較的大きい方では、朝、五時から午後二時十五分まで、夜番はそれにつづいて午後十一時まで、この間の休憩は、朝番では、七時から朝食三〇分、十二時十分から昼食三〇分、夜番では午後六時半より夕食三〇分、いずれも実働八時間十五分であるが、拘束時間は朝番九時間十五分、夜番八時間四五分で、番替えは二週間毎に行われ、月二回の休日である。この地方の零細経営の織物工場では、同じく二交代でも更に長い。朝番始業は午前三時、終業午後一時半、朝食は六時半から七時まで三〇分、昼食十二時から三〇分、従つて拘束十時間半、実働九時間半となる。夜番は午後二時半から十二時まで、夕食三〇分、拘束十一時間半である。

この二地方は、裏日本と表日本を代表する典型的な織物地帯であるが、前者が地元の労働力のみに依存し、既婚婦人を多く含むのに対し、後者は寄宿舎の施設を擁して専ら他県からの労働力により支えられている点が、対照をなしている。

いずれも長時間労働であり、且つ食事休憩を除いては息ぬきのない、高い密度で労働日がうずめられている点は共通している。このような長時間労働は、休日の少いことと相俟つて、労働者を過労の状態に追い込むことは、いうまでもない。

とくに既婚婦人で家事や育児のため、休養や睡眠の時間が削減される場合には、この疲労恢復は一層妨げられる。同一工場で働く婦人でも、未婚者が八時間の標準睡眠時間をとっているのに対し、既婚者でも乳幼児のない者では、七時間余の睡眠、更に乳児もち婦人では、六時間半程度の睡眠しかとれない。かように睡眠の短いことは、工場の労働時間が、あまりにも長過ぎるからである。

かように長い労働時間と休養のたりないことから、疲労は一層促進され、その恢復は妨げられるのに、更にどうかというと、低賃金のため極めて貧弱な内容であり、蛋白質の絶対量も、動物蛋白も足りないし、鉄も足りない。これらの悪条件は重なり合って、その影響が、身体上にも強く刻印されるようになることは、容易にうなずけるところである。

彼の女たちの血液中に含まれるヘモグロビンの量を測つてみると、健康人女子の値を下廻わって低値を示す者がかなり見いだされる。第一表は労働時間との関係で、数種の工場における女子労働者の血液ヘモグロビン量を比較できるように示したものである。

就業時間が長くなるに従い、その労働集団の血液ヘモグロビン量の平均水準は、少しずつ低くなり、貧血への方向に追いやられていることがわかる。それとともに、集団に属する各個人の平均よりの分散が大きいか小さいかを示すところの標準偏差を第一表でみると、労働時間が長くなるに従い、ヘモグロビン値の標準偏差そのものは、次第に大きくなつてゆくことが注目される。これは何を意味するかというと、女子学生では、ヘモグロビン量の平均水準が高いだけでなく、一人一人の示す血液ヘモグロンが、この集団の平均値に均等に、近い値をもつて接し、個人間のちがいが一番少いのに対し、労働時間が長くなるにつれ、個人間のちがいが大きくなつてくる。

**第一表　婦人労働者の就業時間制と血液ヘモグロビン量**

| | 血液百cc中ヘモグロビン量（ミリグラム）（平均値土標準偏差） | 就業時間 |
|---|---|---|
| 女子学生 | 一三・〇〇±〇・七四 | 七時間授業 |
| 機械器具工業女子労働者 | 一二・八八±〇・八五 | 八時間就業 |
| 大紡績女子労働者 | 一二・七五±〇・九四 | 八時間四五分二交代（朝番）<br>九時間十五分（夜番）二交代 |
| 中規模織物業女子労働者 | 一二・七八±一・一一 | 八時間四五分（朝番）<br>八時間三〇分（夜番）二交代 |
| 〃 | 一二・五七±一・一〇 | 一〇時間三〇分（朝番）<br>一一時間半（夜番）二交代 |
| 小規模織物業女子労働者 | 一二・二五±一・四六 | 十一時間半 |
| 〃 | 一二・九五±一・五七 | 十二時間 |

（注）ヘモグロビンは血液の赤い色素で、赤血球のなかに含まれる蛋白質の一種であり、鉄を含んでいる。

**第二表　中小織物工場女子労働者の血液ヘモグロビン値**
—家事・育児の負担別比較—

| | 測定人員 | 血液百cc中ヘモグロビン（ミリグラム）平均値土標準偏差 |
|---|---|---|
| 乳児をもち、家事と育児の負担ある婦人 | 一九名 | 一二・二±一・七 |
| 乳幼児なく、家事負担のある既婚婦人 | 八六名 | 一二・二±一・二 |
| 未婚婦人 | 五七名 | 一三・一±〇・九五 |

の発育はどうであろうか。歩き始めた年月をみると、やはり歩行開始で見られる発育は遅れているようである。第六表によってそのことが知られる。

この歩行開始を農業婦人や家庭婦人の子供とくらべても、中小企業婦人の子の平均は、一年五か月で、前二者よりも平均二か月の遅れである。この発育の遅れは、小学入学時の身長の上にまで影響し、もち越されるように思われる。第七表は、この中小機業婦人の子供の小学入学時身長を、母親が工場労働者でない同地方の子供のそれと比較して示したものであり、第八表は、同じく中小企業婦人の子供のそれを、母親の産前休養日数との関係でみたものである。

両表ともさきに述べた事柄を如実に証明しており、重要な教訓をわれわれに示してくれている。

産前とともに、中小機業婦人の産後休養も甚だ短いのが一般である。三六四名についてしらべたところでは、六三・七%、即ち、過半が六週未満の短い休養の後に、工場労働に従事している。産褥の十分な休養はいうまでもなく、出血を通して出産により消耗した母体組織と体力とを恢復するのに必要であるから、これが短いことは、母体の恢復を妨げることを意味する。

従ってこの恢復の完了しない早期に、中小機業一般にみるような、過重な工場労働に就くことは、母体への影響が軽くないと考えなければならない。種々の調査結果はやはりそのことを裏書きしている。例えば、母乳分泌の良否をみると、産後休養の短いほど、母乳不足を訴えた者、或いは全然出ないと訴えた者を合せて比率が高い(第九表)。とくに産後二週を経過しない早期に賃労働に従事した婦人では、母乳不足者の比率は、きわめて高い。この事実は、母体の体力が充実恢復しないときに、母体内の栄養物を消費していとなまれる工場労働が、それだけ母乳という、同じ体内の栄養物を材料としてつくられる物質の生成を妨げている現象に他ならない。

第十二表　中小機業婦人の児童の小学入学時骨骼形成異常者該当率
——工場内生育の有無別比較——

| | 脊柱わん曲者 | 胸かく異常者 |
|---|---|---|
| 工場内生育児童一四三名中 | 四・二〇% | 一・四〇% |
| 工場婦人の子で、工場内では育てられなかつた児童一一六名中 | 二・五九% | 〇・八六% |
| 母親が工場労働者でない児童 | 一・四七% | 〇・六七% |
| 全国小学校平均 | 一・〇三% | 〇・九六% |

この母乳分泌の良否は、当然ながら、人工栄養の度合いを、産後休養の短い者の場合に高めるよう影響してくるから、それだけ牛乳やその加工品に依存することが多くなり、早期に働きに出ても、そのための支出がかさむという否合理な結果になるだけではない。

更に重要なことは、乳児発育への影響が無視できないということである。なぜならば乳児にとって、母乳にまさる栄養物はないからである。乳歯発生の遅速を通じてみられる発育への影響が、このような関係を通じて、産後休養の長短とつながっている事情は、第十表によってうかがい知られるところである。

この事実はまた、産後休養の短かい婦人の子供の歩き始めの時期がおくれてくるという関係へとみちびくであろうことも、想像に難くないところで、事実はそれが適中しているという遺憾な結果をみるのである(第十一表)。即ち生後一年半以上経過した後に、始めて歩いた子の比率は、母親の産後休養が四週未満の場合、一九・四%、六週未満では一二・二%、六週以上七週未満及びそれ以上の休養者では、ともに一〇・三%と、次第に減じてきている。

中小機業では乳幼児を工場の職場内に伴ない、養育する者が少くない。裏日本の機業地帯に特徴的であるが、表日本で、既婚婦人の数が比較的多い別珍生産の機業地帯では、これは共通している。前者の例でいうと調査対象となつた子供をもつ工場婦人三九八名の内、三八・六%は乳児期または幼児期を母親に伴われ、工場内で生育したものである。このうち二九・五%は、その子の妊娠中工場労働についていた者で、あとの八・六%は、その子の出生後工場労働についていたため、工場につれてゆき、育てた者である。

勿論これは、安心してわが子を預けられる保育所がないためでもあるが、乳児期や幼児期でもまだごく始めのうちは、人絹箱などのなかに入れられている。工場の多忙な母親の仕事は、乳児にとつて授乳の時間を十分に与えてもらえない結果になるが、狭い木箱のなかに入れられた子供は運動不足になりがちで、立ち歩きの練習をし始める時期がきても、母親の長い工場労働は、遅くなつて帰宅してからでなければ、その練習を許さない。また工場の悪環境その他不利な条件のもか皮膚の抵抗が弱く、皮膚炎をもつ子も少なくない。

最も寒心に堪えないのは、工場の母親の傍で狭い木箱のなかに入れて育つ生育環境が、運動不足を招くだけでなく、骨骼の正常な発育をゆがめる場合すらあるということである。小学入学時の身体検査で発見される胸かく異常者の率や脊柱わん曲者の率を、学校の既存資料から計算してみると、第十二表のように、工場内へ母親に伴われ、乳幼児のある期間をそこで生育した子供に、これらの率が高いのである。

これからしても乳幼児の職場内生育は好ましくないことがわかり、既婚婦人労働者の多い地方では、工場に近接して保育施設の必要なことが痛感される。



山梨の機業地に働いている一人の娘さんから、ながい手紙をもらつた。便箋数枚にタドタドしいながら、きれいな字でギッシリつまつたその手紙は、二日にわたつて書いたとしたためられていた。そしてペンをおいた最後は、午前一時半とも書きそえてあつた。

一字をも落すまいとして一生懸命に読み終えた私の目に、このさいごの文字が一しおしみるのだつた。

ことしの五月のこと、ある雑誌社の依頼で、十代の働く女性の生活を、いろいろとルポしたことがあつた。そのとき、この機業地もたずねた。中央線の猿橋駅からバスなら二十分くらいもいつたところの七保町という、小さな山間の町である。両側を山ではさまれたこの細ながい町には三百人あまり女工がすんでいて、絹地のフトン表や洋服の裏地を織つていた。どこの家も昔ながらのハタ屋づくりで、せいぜい四、五台の織機をすえて、いかにも家内工業らしく、バッタン、バッタンと緩慢な音を立てていた。

その日、私たちのために十数人の娘さんが集つてくれたが、手紙の主のはる江さんもその一人であつた。

そこでは朝五時といえばもう就業に出かけなければならず、終業は午後九時というから、一日の労働時間は十五時間という、常識ではとうてい考えられもしないような、ながいものであつた。一か月の休日はほんの二回だけ。監督署からは、たまに人もくるが、その時だけはお昼のやすみも一時間くらいはみとめるのだが、そんなことはめつたにないので、このながい(?)やすみ時間をどう扱つてよいやら、むしろ面喰うといつて、みんなで笑いあつていた。停電があつても、そのあいだを、主家の小用のために走り歩かせられるのが習慣になつているからなのだ。夕食はもちろんハタを終えてからである。それから洗濯をしたりお風呂へはいつたりすれば、寝るのは毎晩十二時近くになる。それでも向学心はおさえ切れなくて、二燭光の電燈をフトンの中へ引きいれて、雑誌をよむことともあるといつていた。

給料は、山梨県のどこでもがそうであるように、年ぎめという古い制度が引きつがれ、だいたい三万円から五万円までの金を、両親がそつくりそのままに持つていつてしまう。彼女たちの小づかいは、いいところ毎月三百円くらいしか親からもらえない。もつとも働いた年数によつて、洋服や傘や着物や、それに鏡台、タンスなどが、いわゆる嫁いり仕度として主家からあたえられるようになつている。これは楽しいことにはちがいないのだが、それでも、自分の働いてえたお金のせめて幾分かは、もつと自分の自由につかいたいというのが、若い人たちの心の訴えであつた。これは七保町の例だけではない。谷村、初狩など、いわゆる山梨、郡内機業地のどこにでもみられる、女工さんたちの生活と労働条件なのである。

すこし前、デフレの影響で、どこもかしこも青息吐息だつたころ、私は谷村をおとずれたことがある。河口湖から流れる美しい水を各戸に引きいれて、それで動力をおこしていた。「景気のよいときは、その音が『貯金・貯金』ときこえるのですがねー」と土地の人がいつていたが、家々のハタは、死んだように停止していた。働く娘さんたちの姿も見えない。だが、それはみんな親もとへ帰つたのではなかつた。きいてみると、ある家では「みなさん、たんぼへ田うえにいつています」ということだつたし、ある家では奥の納戸で、その家の主婦と向きあつて、何やらつくろい物に余念がなかつた。いずれ麦

# 片隅の芽

西清子

の発育はどうであろうか。歩き始めた年月をみると、やはり歩行開始で見られる発育は遅れているようである。第六表によつてそのことが知られる。

この歩行開始を農業婦人や家庭婦人の子供とくらべても、中小企業婦人の子の平均は、一年五か月で、前二者よりも平均二か月の遅れである。この発育の遅れは、小学入学時の身長の上にまで影響し、もち越されるように思われる。第七表は、この中小機業婦人の子供の小学入学時身長を、母親が工場労働者でない同地方の子供のそれと比較して示したものであり、第八表は、同じく中小企業婦人の子供のそれを、母親の産前休養日数との関係でみたものである。

両表ともさきに述べた事柄を如実に証明しており、重要な教訓をわれわれに示してくれている。

産前とともに、中小機業婦人の産後休養も甚だ短いのが一般である。三六四名についてしらべたところでは、六三・七%、即ち、過半が六週未満の短い休養の後に、工場労働に従事している。産褥の十分な休養はいうまでもなく、出血を通して出産により消耗した母体組織と体力とを恢復するのに必要であるから、これが短いことは、母体の恢復を妨げることを意味する。

従つてこの恢復の完了しない早期に、中小機業一般にみるような、過重な工場労働に就くことは、母体への影響が軽くないと考えなければならない。種々の調査結果はやはりそのことを裏書きしている。例えば、母乳分泌の良否をみると、産後休養の短いほど、母乳不足を訴えた者、或いは全然出ないと訴えた者を合せて比率が高い(第九表)。とくに産後二週を経過しない早期に賃労働に従事した婦人では、母乳不足者の比率は、きわめて高い。この事実は、母体の体力が充実恢復しないときに、母体内の栄養物を消費していとなまれる工場労働が、それだけ母乳という、同じ体内の栄

## 婦人と年少者

養物を材料としてつくられる物質の生成を妨げている現象に他ならない。

この母乳分泌の良否は、当然ながら、人工栄養の度合いを、産後休養の短い者の場合に高めるよう影響してくるから、それだけ牛乳やその加工品に依存することが多くなり、早期に働きに出ても、そのための支出がかさむという否合理な結果になるだけではない。

更に重要なことは、乳児発育への影響が無視できないということである。なぜならば乳児にとつて、母乳にまさる栄養物はないからである。乳歯発生の遅速を通じてみられる発育への影響が、このような関係を通じて、産後休養の長短とつながつている事情は、第十表によつてうかがい知られるところである。

この事実はまた、産後休養の短かい婦人の子供の歩き始めの時期がおくれてくるという関係へとみちびくであろうことも、想像に難くないところで、事実はそれが適中しているという遺憾な結果をみるのである(第十一表)。即ち生後一年半以上経過した後に、始めて歩いた子の比率は、母親の産後休養が四週未満の場合、一九・四%、六週未満では一二・二%、六週以上七週未満及びそれ以上の休養者では、ともに一〇・三%と、次第に減じてきている。

中小機業では乳幼児を工場の職場内に伴ない、養育

**第十二表　中小機業婦人の児童の小学入学時身体形成異常者該当率**
―工場内生育の有無別比較―

| 育柱わん曲者 | 胸かく異常者 |
|---|---|
| 四・二〇% | 一・四〇% |
| 二・五九% | 〇・八六% |
| 一・四七% | 〇・六七% |
| 一・〇三% | 〇・九六% |

工場内生育児童一四三名中
工場婦人の子で、工場内では育てられなかつた児童一一六名中
母親が工場労働者でない児童
全国小学校平均

する者が少くない。裏日本の機業地帯に特徴的であるが、表日本で、既婚婦人の数が比較的多い別珍生産の機業地帯では、これは共通している。前者の例でいうと調査対象となつた子供をもつ工場婦人三九八名の内、三八・六%は乳児期または幼児期を母親に伴われ、工場内で生育したものである。このうち二九・五%は、その子の妊娠中工場労働についていた者で、あとの八・六%は、その子の出生後工場労働についたため、工場についてゆき、育てた者である。

勿論これは、安心してわが子を預けられる保育所がないためでもあるが、乳児期や幼児期でもまだごく始めのうちは、人絹箱などのなかに入れられている。工場の多忙な母親の仕事は、乳児にとつて授乳の時間を十分に与えてもらえない結果になるが、狭い木箱のなかに入れられた子供は運動不足になりがちで、立ち歩きの練習をし始める時期がきても、母親の長い工場労働は、遅くなつて帰宅してからでなければ、その練習を許さない。また工場の悪環境その他不利な条件のためか皮膚の抵抗が弱く、皮膚炎をもつ子も少なくない。

最も寒心に堪えないのは、工場の母親の傍で狭い木箱のなかに入れて育つ生育環境が、運動不足を招くだけでなく、骨格の正常な発育をゆがめる場合すらあるということである。小学入学時の身体検査で発見される胸かく異常者の率や脊柱わん曲者の率を、学校の既存資料から計算してみると、第十二表のように、工場内べ母親に伴われ、乳幼児のある期間をそこで生育した子供に、これらの率が高いのである。

これからしても乳幼児の職場内生育は好ましくないことがわかり、既婚婦人労働者の多い地方では、工場に近接して保育施設の必要なことが痛感される。

といつていた。

給料は、山梨県のどこでもがそうであるように、年きめという古い制度が引きつがれ、だいたい三万円から五万円までの金を、両親がそつくりそのままに持つていつてしまう。彼女たちの小づかいは、いいところ毎月三百円くらいしか親からもらえない。もつとも働いた年数によつて、洋服や傘や着物や、それに鏡台、タンスなどが、いわゆる嫁いり仕度として主家からあたえられるようになつている。これは楽しいことにはちがいないのだが、それでも、自分の働いてえたお金のせめて幾分かは、もつと自分の自由につかいたいというのが、若い人たちの心の訴えであつた。これは七保町の例だけではない。谷村、初狩など、いわゆる山梨、郡内機業地のどこにでもみられる、女工さんたちの生活と労働条件なのである。

すこし前、デフレの影響で、どこもかしこも青息吐息だつたころ、私は谷村をおとずれたことがある。河口湖から流れる美しい水を各戸に引きいれて、それで動力をおこしていた。「景気のよいときは、その音が『貯金・貯金』ときこえるのですがね―」と土地の人がいつていたが、家々のハタは、死んだように停止していた。働く娘さんたちの姿も見えない。だが、それはみんな親もとへ帰つたのではなかつた。きいてみると、ある家では「みなさん、たんぼへ田うえにいつています」ということだつたし、ある家では奥の納戸で、その家の主婦と向きあつて、何やらつくろい物に余念がなかつた。いずれ麦



## 婦人と年少者

山梨の機業地に働いている一人の娘さんから、ながい手紙をもらつた。便箋数枚にタドタドしいながら、きれいな字でギッシリつまつたその手紙は、二日にわたつて書いたとしたためられていた。そしてペンをおいた最後は、午前二時半とも書きそえてあつた。

一字をも落すまいとして一生懸命に読み終えた私の目に、このさいごの文字が一しおしみるのだつた。

ことしの五月のこと、ある雑誌社の依頼で、十代の働く女性の生活を、いろいろとルポしたことがあつた。そのとき、この機業地もたずねた。中央線の猿橋駅からバスなら二十分くらいもいつたところの七保町という、小さな山間の町である。両側を山ではさまれたこの細ながい町には三百人あまり女工がすんでいて、絹地のブトン表や洋服の裏地を織つていた。どこの家も昔ながらのハタ屋づくりで、せいぜい四、五台の織機をすえて、いかにも家内工業らしく、バッタン、バッタンと機慢な音を立てていた。

その日、私たちのために十数人の娘さんが集つてくれたが、手紙の主のはる江さんもその一人であつた。

そこでは朝五時といえばもう就業に出かけなければならず、終業は午後九時というから、一日の労働時間は十五時間という、常識ではとうてい考えられもしないような、ながいものである。うつた。一か月の休日はほんの二回だけ。監督署からは、たまに人もくるが、その時だけはお昼のやすみも一時間くらいはみとめるのだが、そんなことはめつたにないので、このながい(?)やすみ時間をどう扱つてよいやら、むしろ面喰うといつて、みんなで笑いあつていた。停電があつても、そのあいだを、主家の小用のために走り歩かせられるのが習慣になつているからなのだ。夕食はもちろんハタを終えてからである。それから洗濯をしたりお風呂へはいつたりすれば、寝るのは毎晩十二時近くになる。それでも向学心はおさえ切れなくて、二燭光の電燈をフトンの中へ引きいれて、雑誌をよむ」ともある

# 片隅の芽

西清子

かりにも出るのだということだった。仕事がなくなれば帰る。それは都会の常識である。年ぎめ制にしばられた山梨県の機織り女工さんたちは、こうしてまったく資本主義以前というべき古い制度と習慣のなかで、その青春を新しい時代のそとで、すりへらしているのだった。

こうしたことはまた、山梨県にかぎったことではない。日本の数え切れない隅々に、いくつでも拾いあげられる。働らく女性の姿であろう。だが女性の姿勢はいつまでも古い条件に腰をかがめているものではない。七保町の女工さんたちがその例である。私たちをかこんだ十数人の若い人たちは、めいめいに面白いはなしをしてくれた。

朝五時から夜の九時までの労働時間では、ラジオもきけず新聞もよめない。そこである娘さんは、主家の息子にこのことを訴えた。あなたも私とおなじ年齢なのだから、私たちの気持がわかってもらえるのだろう。なら、家の人たちが読んですんだその日の新聞を私たちにも見せて頂戴、というのだった。すると、このことは翌日から、その青年によって叶えられた。というのである。

またある家では、三時のおやつが、年がら年中、さつまいもと、じゃがいもと、とうもろこしの繰りかえしである。たまりかねた娘さんたちは、語りあって二度、三度、このおやつを無視して台所へ逆送した。これが効を奏して、次からはアメ玉やせんべいが出されるようになった、ともいっていた。

七保町の女工さんたちのあいだではさらに、〝しあわせのうた〟などがうたいはじめられていた。それも、これがうたごえ運動というものなのだ、ということは誰ひとりとして知ってはいないのである。おなじ町に住む山梨大学の男の学生さんが、うたってみないかといってプリントにして持ってきてくれたのだという。やすみの日、山へ登ったり、河原へ出たりして、みんなで教えられてうたう。ほんとうに、こんな楽しいことってなかったわと、集った一人一人は顔を見合わせて、お互にうなずきあうのだった。この学生さんの叔母さんというのが、町の婦人教育委員さんで、これまた、女工さんたちを、かげになり日なたになりしてかばい、レクリエーションなど催してくれた。

こんなことを語りあう若い女工さんたちにかこまれながら、私はこの明るさと、すがすがしさは、一たい何だろうと、もどかしく思いめぐらしたのだが、それが、ほかでもない、こんなところに戦後の新しい教育の芽が出ているのだと思いあたったときは、大きな発見に感動をおさえることが出来なかった。

ところで、そのうちの一人のはる江さんから手紙が来たのである。それにはこんなことが書かれてあった。

「先生がお帰りになってから私たちは自分のこのグループに〝若葉会〟という名前をつけました。婦人教育委員のおばさんもよろこんで下さいました。これからこのグループをもつと大きくするために、ガン張ってみようとおもいます。

す。私たちは、私たちに課せられた労働条件のひどさを、ほんとうによく知っています。何とかしたいとも考えます。けれども、労働条件というものは、そう一度によくなるものとは思えません。そのことの前に私たちはお互の働く女としての意識を、もっともっと高め、また変えてゆくことが、大事ではないかとおもいます。それですから私は仕事が終ってから、あるいはおやすみの日、一軒一軒をまわって、このことをお友達にはなしたいとおもいます。しつかりやってみます。」

彼女たちのおかれている環境は、まさに女工哀史である。十五時間労働、年季制、うす暗い職場、まずしい両親、それだけでも陰惨な想像に、きく人々の心を重くさせるに十分である。けれども、現実には女工哀史にちがいないこの環境を、若い人たちは、それをわきまえ、のりこえて、もう一つの人間らしい生き方をさぐろうとしている。労働条件は、いますぐにはどうにもならない。というはる江さんのこえは、むしろ世間の怠惰への無意識な抗議ともきこえる。彼女たちにできることは、せめて新聞をよむことの出来る自由、明るい電燈も住みこみ部屋につける自由、主家の雑用から解放される自由、レクリエーションの機会を持つことの自由など、そうしたささやかな願いのなかに、人間らしい生活を求めて、若々しいが、可れんな自己前進をみつけているのである。

いま、中小、あるいは零細企業に働らく婦人のための福祉をどうすればよいか、ということに、そして私もみたように、中小・零細企業には地域的な心のよせあいがしてあたえられている。

労働組合もないとすれば、若い友情関係がたがいに手をつなぎ、これには企業主の娘もおなじようにハタを織る立場から仲間にはいつてくる。そして教育委員さんや婦人会の主婦たちが、彼女たちの味方として、生理のことや教養やレクリエーションのことまでに思いやりをはせる。このうえに、土地の教師も参加するとすれば、こんな地域の新しい運動が、めぐまれない働らく女性の生活を変えてゆく可能性は、またけつして考えられないことではない。現に、山梨県七保町には、こうした芽が出ているのだ。それにしても、中小・零細企業の労働条件はもつと早く解決をしなければならない。それは、働く女性たちだけに負わせることの出来ない、社会一般の責任でもある。



## 働く婦人の福祉運動（要項）

一、目　的

日本の経済の発展に大きな役割をはたしている働く婦人の福祉をはかつて、その母性をまもり能率をたかめることは、国民生活の向上に寄与するものである。

そこで働く婦人の福祉についての重要性をしらせ、職場はもとより広く一般社会の理解と協力をもとめて、婦人が働きやすい生活と環境をきずくことを目的として、この運動を行う。

二、期　間

昭和三十一年八月十日―十七日

三、対　象

婦人労働者、使用者、労働組合、婦人団体、関係官公署、公共団体、一般

四、重　点

今回の運動では福祉の範囲を次のものとし、とくに中小企業地域に重点をおいて、福祉施設の理解と活用について当面の問題を検討し、婦人の福祉をたかめるための運動を行う。

1、働く婦人の母性保護
2、働く婦人の保健、衛生
3、働く婦人の経済と生活
4、働く婦人の教育、文化
5、その他働く婦人の福祉

五、方　法

1、本省が行うこと
(1) 資料の作成
(2) 他官庁、団体等との連絡
2、婦人少年室が行うこと
(1) 事業場、地方公共団体、民間団体等の行うこの目的に沿った活動に対する協力
(2) この目的に沿った行事の実施

行事の参考事例

イ、働く婦人のための福祉のつどい
ロ、福祉のための地域連絡会議
ハ、働く婦人のための福祉懇談会
ニ、働く婦人のための一日福祉相談
ホ、福祉施設工夫コンクール
ヘ、アンケート（私の活用している福祉施設）
ト、働く婦人の福祉診断
チ、働く婦人の地域福祉めぐり
リ、働く婦人の健康コンクール

六、資　料

1、ポスター
2、リーフレット
3、パンフレット（婦人労働問題研究会議の結果をまとめたもの）

が問題とされている。けれども端的にいつて、その基本的な労働条件がどうにも改善されず、というよりもまつたく封建的な古いものを一歩も出ないところでは、福祉だけをとれほど考えても、つき当る壁はいずれ労働条件にあるといえよう。少くとも労働基準法にきめられた働く時間、賃金の支払われ方、そうしたことの自由も権利もなくて、福祉だけをとれほど花咲かせようとしても、これは大へんにむずかしいことである。しかし、はる江さんもいつているように、そして私もみたように、中小・零細企業には地域的な心のよせあいがしてあたえられている。

労働組合もないとすれば、若い友情関係がたがいに手をつなぎ、これには企業主の娘もおなじようにハタを織る立場から仲間にはいつてくる。そして教育委員さんや婦人会の主婦たちが、彼女たちの味方として、生理のことや教養やレクリエーションのことまでに思いやりをはせる。このうえに、土地の教師も参加するとすれば、こんな地域の新しい運動が、めぐまれない働らく女性の生活を変えてゆく可能性は、またけつして考えられないことではない。現に、山梨県七保町には、こうした芽が出ているのだ。それにしても、中小・零細企業の労働条件はもつと早く解決をしなければならない。それは、働く女性たちだけに負わせることの出来ない、社会一般の責任でもある。

### ★「労働者の福祉施設」の勧告採択

―「国際労働通信」より―

六月六日から約三週間にわたつてジュネーブで開かれた第三九回ILO総会で「労働者の福祉施設」の勧告が賛成一八五、反対三六で採択された。この内容は、適用範囲（農業及び海運労働者を除く）、実施方法、企業内または近辺における給食施設と休憩施設、レクリエーション施設（休暇施設を除く）、給食・レクリエーション施設の運営および財政、通常の公共運輸が不十分または実際的でない場合における事業場往復の通勤施設等に関する詳細な規定である。そしてこれらの規定は各国の国内法規、その他権限ある機関が労働団体と協議のうえ承認した方法、もしくは労働協約によつて実施されるべきことが求められている。

尚この勧告の採用については、労使間に意見の対立がひとく、昨年の第一次討議以来紛糾を重ねてきたものである。

# 中小企業に働く婦人の福祉問題

婦人労働問題地方研究会議より

## 繊維工場に働く女子の福祉対策

岩手婦人少年室

最近、中小企業問題がクローズ・アップされてきたので、本県の中小企業に働く婦人の福祉について中小企業の実情把握にもとづいて、その対策を研究した。

本県には、機業地に見るように、中小企業事業場が密集している地帯がないので、製造工業の中で、女子が最も多く働いている繊維産業についてこの問題を考えることにした。岩手労働基準局の調べによれば、繊維工場数は、四一〇で、この中九一%は十人未満の事業場である。一〇人以上一〇〇人未満は三二で一〇〇人以上は五となつている。関係機関によつて中小企業の規模の基準は異にしているが、ここでは一応一〇〇人未満の事業場を対象とすることにした。一〇人未満とそれ以上とでは、問題のとり上げ方も違うので、今回は一〇人以上一〇〇人未満に限定して考えてみることにした。

既に述べた通り、一〇人以上一〇〇人未満の繊維産業は三二で、ここに働く女子は、一事業場平均三〇人とみて、約一、〇〇〇人と推定した。働く婦人の福祉といつても、「母性保護」「経済生活」「教養・文化」等の問題がとり上げられるが、一応母性保護の立場から追求したい。それにはこれら事業場に働く婦人の立場が判らないと、問題の所在が判然としないので、盛岡市内五事業場を訪問して、管理者から女子労働者の労働事情について聴取すると同時に、これら事業場に働く女子一四六人に対して面接調査を実施した。この訪問ならびに面接調査から把握した母性保護に関する問題は左の通りである。

**一、事業場の外況**

○　これらの事業場はすべて大正年間に設立されている。作製しているものは、綿製品二、縫製三となつている。五事業場の中、一をのぞき組合が結成されている。但し女子工員だけで組合を結成しているが、実質的には有名無実のようなものが一つある。

○　経営形態は株式三、有限一、特殊法人一となつているが、同族会社的色彩を感じるものがあつた。

○　従業員数は三〇人以上五〇人未満四、五〇人以上一〇〇人未満一である。女子の占める割合は約八〇%二、約六〇%二、約三〇%一、となつており、本県における労働基準法適用事業場に働く従業員数に占める女子の割合約二〇%に比し、女子の占める割合が高い。

○　このように女子労働力に頼つている割合が高いのだが、大企業(同業種)に比べて、職場施設、福祉施設についてみると、かなりの開きがある。施設としては、医務室(一事業場のみ)、休憩室、浴室(繊工場)であり、綿ほこりをかぶつて仕事をしているのに、浴室がなく、洗面場があるものがある。この他にレクリエーションとして、年に一回～二回、旅行、芋の子喰い、花見等を行つている。このレクリエーションは事業場によつてかなり差があるようで、去年は、すべて経営者負担で、十和田湖、東京まで旅行した事業場がある反面、温泉に日帰り旅行をしただけというものもある。

**二、母性保護のための休暇の利用状況**

労基法では、働く婦人の母性保護のために生理休暇と産前産後の休業を規定している。

生理休暇について、一四六人の女子に対して「今年(調査月日―三月七日から十四日)になつてから、生理休暇として請求して休んだことだけでなく事業上生理日に休んだことがあるか、どうか」を聞いたところ、「三分の一に当る四九人が休んだと答えている。生理日の休業日数は約二か月を通して、一日～二日と答えたものが多く(一九人)、三日～四日のもの十一人である。

次に産前産後の休業については「この工場で働くようになつてから、お産で休んだことがありますか」との質問に対しては、一四六人中十人が休んだと答えている。これら一〇人に対して休業日数を聞いたところ産後は大体労基法の規準通りに休業しているが、産前は五週間～六週間休んでいるものはわずか二人にすぎない。産前に予定日まで働いていたもの二人。一週間前までのもの一人、二週間前までのもの三人、三週間前まで働いていたもの一人となつている。これらの人に、なぜ五週間位前から休みたいと思わなかつたかどうかと聞いたところ、多くの人は「生活に困るので」と答えていた。中には「働いている方が身体の具合がよいから」「産前は健康保険で給料の六割が支払われるのを知らなかつた」「基準法に産前産後の規定があることを労組が出来るまで知らなかつた。(この工場では三〇年九月組合を結成した)いずれにしても家にいて、姑に気がねするより、働いていた方が気が楽だつたので」と答えている人もいた。

**三、家庭環境**

これらの事業場に働く婦人は、思つたよりも有夫者(三〇%)、未亡人(一三、七%)が多い。一般的に言つて、女子労働者の八〇%が未婚者であるが、これらの事業場に働く女子労働者の中では、未婚者は五五%で、その割合が少い。

したがつて、十五才未満の子女を育てながら、工場で働いている者の割合も多い。十五才未満の子女を一人以上もつ婦人は、一四六人中、四二人もいる。この中、小学校に入学していない幼児を持つ人は十五人である。

中小企業の繊維工場に働く女子は、農家の子女が多いのではないかと想像していたが案外少いのが注目された。これ等の事業場に働く女子の中、家が農業をしていると答えたものは十五%にすぎない。本人が家計の中心になつて支えていると答えたものが十五%いる事も注目された。上記以外の家の職業は一般事務員(十三%)職人(十二・三%)工員(八・二%)鉄道員(六・八%)雑役・日雇(それぞれ四・一%)小売業(三・四%)等である。これらの家計を維持するために、家族の中で、一人で稼いでいるもの(一〇%)二人で稼いでいるもの(四一%)三人(二七%)四人で稼いでいるもの(十二%)五人以上で稼いでいるもの(八%)となつている。このように多人数が稼いで、どうやら家計を維持している家が多いように見うけられる。

未婚者の場合でも給料の中から生活費として全く家に出さず、すべて自分の使いたいように使つているものは、わずかに一二%にすぎない。他の未婚者は、三分の二、半分、もしくは三分の一位家に入れる事にしているか、全部家に出してから小づかいをもらう、とか言うように、家計を助けている。

**四、母性保護に関する社会施設に対する意見**

女子が職場で働く場合に、家事労働からの負担を少くするために、従来家の中での女の仕事とされていた育児・洗濯・炊事等を共同化・社会化するより方法がないと思われる。そこで、この立場から保育所・洗濯施設等について、働く婦人の考えを聞いてみた。

始めに共稼ぎをしている婦人と未亡人に家の仕事の事で困ることについて調べたところ、大体半分位は、姑、娘が家事をしてくれるので、その割合に苦痛をうつたえてはいなかつた。家に女手のないものや、姑に気がねをする嫁は「朝がいそがしくて困る」「洗濯がつらい」「縫物をするひまがない」等と言つていた。しかし、中には冬期間は殆んど仕事が出来ない屋根職・大工・靴修理等の職人を夫に持つ婦人は、冬の中だけは台所だけ夫が手伝つてくれるので助かると言つていた。

共稼ぎの婦人、未亡人、未婚者をとわず保育施設についての考えを聞いてみた。「国営の保育所が欲しい」「工場内に保育施設を作つてほしい」と積極的な考えを述べている人が目についた。保育所について肯定的な意見をもつている人は四九%である。「家に子供の面倒をみてくれる人があるので、保育所にあずけなくてもよい」と答えた人は五%、「結婚したら共稼ぎしないので保育所の必要を感じない」と答えた人は二%である。現在保育所にあずけて働いている人は。わずか二人にすぎない。その他の人は、大体無関心の態度である(四二%)。ここで注目されたのは、「保育所にあずけたかつたが、服装・弁当のおかず等世間なみのことをしないと、子供が恥かしがるのであずけられなかつた」「保育費を六〇〇円位出したが、もう少し安くして欲しい」等の意見である。

次に洗濯について、東京で区役所が経営している簡易洗濯所では、ワインヤツ二枚で十三円で洗つてくれるのでこういうようなものがもし出来たら利用するつもりがどうか聞いたところ、六割近くは、あればよい……と答えている。ところで、女手一人で稼ぎ、自分だけで家事労働をして家族を養つている婦人の中には、自分で洗えば只だから、もつたいない、と言つていた(五人)。

つまり過労におちいつていて。せめて家事労働を軽減することによつて休養をとらねばならない立場にある婦人の場合に、低収入故、出来るだけ現金出費を倹約しなければ家計がなり立たない。それ故、家の仕事は一切自分でやるので、過労に過労を重ねなければならないように思われる。

農家の子女であるため地域社会をはじめ労使双方、保健衛生の観念にとぼしく、文化教養の面においては、更に関心がない実情と思考されるので。

**三、開催日時　場所**

昭和三十一年三月五日(月)午後一時半～四時青梅織物工業協同組合。

**四、研究者名**

## 青梅の織物業に働く女子の福祉対策 ①

東京婦人少年室

**一、開催地域**　青梅織物業地(選定の理由)織物中小企業の密集地域であること。織物に従事する女子工員によつて今日の繁栄をみた特殊地域であること。七〇〇事業場、女子工員三、〇〇〇名

**二、研究題目**　保健衛生、文化教養について(選定の理由)農村地帯であり業者は農との兼業者が多く労働者または

青梅繊物工業協同組合理事長
理事三名、その他組合員五名
東京大学　宮原教授
東京女子大学　松本教授
労働科学研究所　勝木副所長
新宿生活館　塚本館長
評論家　西　清子
婦人団体
労働基準監督署長
室　長　高橋節子

**室長**　ただいまから今日の会議を始めさせて頂きます。「中小企業に働く婦人の福祉について」ということがテーマであります。この地区には中小の沢山の織屋さんがいらっしゃいます。その織屋さんに働いている女子工員の方に健康で楽しく働いて頂きたい、又更に女子工員さんに社会人として、婦人として更に根本的な人間としても立派な成長をして頂きたい。そういうようなことから、この地区におきまして、女子工員さん方の保健衛生の問題がこれでいいだろうか、ということを一つの問題として考えてみたい。次にこの街は女子工員さんが働くことよって今日の繁栄をみているのですが、女子工員さん達の教育文化の面について問題はないか考えてみたい。それについて先ず現状をお伺いし、私共もいろいろ考えさせて頂いて何かのお役に立てば、ということで今日の研究会議を持ったのであります。

なお今日のこの会議には、どこに問題点があるだろうかということにつきまして、労働省の婦人少年問題の審議委員でいらっしゃる先生方、五人に御出席を願いまして、午前中は親しく事業場を視察して頂きましたが、只今から皆様方の御活溌な御意見を頂き、先生方の御助言を頂きたいと存じております。はじめに保健衛生の問題につきまして、少し考えさせて頂きたいと思います。働く方々に保健衛生の問題につきましては、一応人を使って企業をなさっていらしゃる方々は使用者側の責任におきましてどうしてもなされなければならない衛生安全保健上の約束事と申しますか、労働基準法でもってこれだけのことはして貰いたい、という事柄があるわけであります。そういう面につきまして、青梅の織屋さんの事業場では保健とか衛生の面につきましてどの程度に関心をお持ちになってそういう事柄がなされているか、ということにつきまして、地元監督署長さんの御意見を伺いたいと思います。

**労働基準監督署長**　保健衛生の点について我々の方では、基準法に基きます年一回の健康診断について一番力を入れております。これは織屋さんだけではなくて、監督署といたしましてすべての中小企業を対象にして健康診断を強く進めるということになるのですが、やはり青梅市では織屋さんが多いものですから、織屋さんがその主たる対象になっておるということになります。我々の力では約、四年来、監督署が相当強力に健康診断を巡回的に数地区に分けて事業主に連絡をし、労働者が非常に多いものですから、これに対して同時寄宿者といいますか、この労働者が、どういう具合にやっております。年々受検の労働者数がふえておりまして、昨年は中小企業全体で約、三千人と記憶しておりますが、その大部分は織屋さんであります。しかしこれにも相当問題がありまして、個々の織屋さんのところに行ってみますと、例えば従業員が十人いるというところでも、実際に受検しておるのは五人である、三人であるというふうに全数がやっておりません。そこに問題があるのではないか、と申しますのは健康診断の結果をみますと、更に精密に検査をしなければならぬ数は僅かであります。三千人のうちで二、三十名と記憶しております。しかし受検していない人、こういう人が一番危険なんじゃないかと考えまして、本年からは五月に第一回の巡回診断をしましてそれにもれたのを衛生週間がありまして、それにもう一回やるということで、もれなくやろうというふうに今年は計画を樹てております。その結果面白くない数字が出るかもしれませんが、そういうことでよりよく徹底させよう、こういう点が監督署の仕事としては大きいわけであります。

監督署の方で事業主に受検するようにというのですが、事業主の方でも従業員のなかで受けたがらない人が相当あって、それをどうしようかと困っておるのです。それが大きな問題です。その次には所謂寄宿者といいますか、この労働者が、非常に多いものですから、これに対してどういう具合に手を打っていこうかということなんですが、午前中に実際のところをみて頂きましたので先生方にある程度お分り願えたと思いますが、我々が、寄宿舎と考えておるようなところで、すべての設備が一通り整っておるという寄宿舎は余りございませんので、むしろ以前の住込と申しますか、そういうところで事業主の一員とまではいかないのですが、やや家庭的な雰囲気の中で生活をしておるこの種のものに、本当は問題があるだろうと思います。保健衛生の点につきまして十月に衛生週間というのがございますが、そのときに我々は、織屋さんの保健衛生について拝見するのですが、色々問題があります。例えば食堂に行ってみましても、その中の机の引き出しを開けてみるとその中にねずみの糞もあり、くもの巣もあるというところがございます。どうしたんだと尋ねますと、この人は一か月郷里に帰っているんだというわけです。これなんかみますとこれではいかん、やはり根本問題は、一般の衛生知識というものが向上しなければ幾ら施設をよくしても、うまくいかないのではないか、という点が考えられるのでございます。そのほか娯楽施設その他は結局、法から言いますと直接は縛れませんが、他の行政の面から我々も組合幹部の方々



とお話をしております。これに対し組合の方でもいろいろ御計画はあるようですが、なかなかこれはというところまで行っておらない状況ではないかと考えております。私共監督署としては保健衛生の問題については、便所の御手洗の水なんかにつきましてもいろいろ御注意を申上げておるのですが、要するに基礎的なことをして頂くということが、中小企業においては一番、必要なんではないかと考えております。

**室長**　定期の健康診断のお話がありましたが、明日診断があるということになると、わざとさけて当日休む人が婦人には沢山あります。今のお話にありましたが、受ける人もあるが、また受けない人も沢山あるのではないかとのことでしたが、受けた人の中には病気になっている人の数は少いのでして、自分の健康状態が幾らか悪い、もし受けた際に、はっきり病気であるということを言われるのがこわくて受けない人があるのではないかと思うのですが、そういうことについて使用者の方や組合の方でも、受けなければいけないということを何か積極的に指示していらっしゃいますでしょうか。もう一つは一般衛生の問題ですけれどもここなどは農家から出ている娘さんが多いと思います。農家というのは都会の家庭に比べれば衛生思想がやや低いのじゃあないかと思います。又事業者自体が農業もやっていらっしゃる。農業と兼業の方が非常に多い。そういう点で衛生思想というものに幾分欠けるようなことがあるのではないか、と思うのでございますが、一般衛生思想の普及といいますか、そういう面につきまして組合でもって、労使双方に何か積極的に指導啓蒙をおやりになってらいつしゃいますか。理事長さんにうかがいます。

**理事長**　別段、あらためてそういう面についての指導はいたしておりませんが、監督署長さんのお話にありましたように、定期的に健康診断をするときには、全員受けるようにと、組合の会合があるたびに申しております。

**室長**　保健所では、予防医学の講習とか、又保健婦の方が事業所をお訪ねになって指導するとか、注意するということをしていらっしゃいますか。

**青梅保健所長**　保健所の立場ですと、一般勤労婦人に対して衛生教育をやる機会は、出来るだけしておるつもりであります。

**室長**　どういう形でしていらっしゃいますか。

**保健所長**　結核についての衛生教育、働く婦人のレクリエーションを兼ねて、家庭科班の講習そういうものをやっておりまして、又、患者の発生届がありますれば家庭を訪問しますが、働いている職場があれば職場に行って指導する場合もあります。

**室長**　結核の罹病者については、どんなお話をしておりますか。

**保健所長**　結核罹患率でみますと、二十才から二十九才迄が高い、死亡率をみると三十才から三十五才迄、罹患と死亡と五年くらいのへだたりをもっております。男子に比べて女子の場合は若い年代に集中しております。これは昭和二十八年の統計であります。これらの中には大企業の方でシャットアウトされて、中小企業に患者が流れて来て、青梅のようなところに来て働いて発病するということもあるかもしれません。最近言われておるように、結核死亡は非常に少くなりまして、戦前の三分の一とか言われますが、この管内でみますと四分の一くらいになっております。しかし都会の患者が農村に流れ込むという現象については、対策が必要であると考えております。

**協同組合員**　私もこの土地に小さな工場を持つ者ですが、健康診断は監督署の斡旋で、地域的に集団検診をしております。その期間は、役員は総出で対象となる労働者の全員を繰出して検診して貰うというのが実状です。殆んど全部やっておると私は思うのですが。

**監督署長**　そう思いたいのですが、私の目からみれば、そこまでいっていないようですね。これは極端な例ですが十五、六人で一人しかやっていないところもあります。徹底しつつあるということだけは間違いないことで、私はもう少し進めるためには、年二回そういうことを斡旋して、五月にもれたものは十月にと、更に徹底させようというのが私共の考えなんです。

**室長**　今迄のお話で、業者の方も出来るだけみんな健康診断を受けるという方向に進んでいらっしゃるようですが、自分の健康をみて貰うということも大切なことですが、問題は、診断を受けました場合に病気でないことが一番大切です。今日は、午前中あちら、こちらみさせて頂いて、働いている娘さん達のお部屋を拝見させて頂きましたが、一体、ここのこの部屋で、一日の疲労を回復出来るのだろうかという懸念があるのです。今日拝見したところでは、玄関の入口のお部屋とか、家族の人がその部屋を通って、他の部屋に出入りするような部屋がありましたが、そういうところで安心して眠れるか、どうかということも心配するのです。働く娘さん達は丈夫でいてもらいたいと思います。病気にならない様に、一日の疲労はその日のうちに完全に回復出来るように、住込みの場合は部屋の在り方と申しましょうか、独立していて安心して眠られる、安心して自分の憩いを求められるお部屋が欲しい、としみじみと感じましたが、そういうことについて使用者の方の御意見を伺ってみたいと思います。

**理事**　五人とか、十人とかになりますと、寄宿舎を持つこともできるのですが、二、三人ですと、そのために特別な部屋を作るということも出来ませんので、

青梅織物工業協同組合理事長
理事三名、その他組合員五名
東京大学　宮原教授
東京女子大学　松本教授
労働科学研究所　勝木副所長
新宿生活館　塚本館長
評論家　西　清子
婦人団体
労働基準監督署長
室　長　高橋節子

**室長**　ただいまから今日の会議を始めさせて頂きます。「中小企業に働く婦人の福祉について」ということがテーマであります。この地区には中小の沢山の織屋さんがいらっしゃいます。その織屋さんに働いている女子工員の方に健康で楽しく働いて頂きたい、又更に女子工員さんに社会人として、婦人として更に根本的な人間としても立派な成長をして頂きたい。そういうようなことから、この地区におきまして、女子工員さん方の保健衛生の問題がこれでいいだろうか、ということを一つの問題として考えてみたい。次にこの街は女子工員さんが働くことよって今日の繁栄をみているのですが、女子工員さん達の教育文化の面について問題はないか考えてみたい。それについて先ず現状をお伺いし、私共もいろいろ考えさせて頂いて何かのお役に立てば、ということで今日の研究会議を持つたのであります。

なお今日のこの会議には、どこに問題とお話をしております。これに対し組合の方でもいろいろ御計画はあるようですが、なかなかこれはというところまで行つておらない状況ではないかと考えております。私共監督署としては保健衛生の問題については、便所の御手洗の水なんかにつきましてもいろいろ御注意を申上げておるのですが、要するに基礎的なことをして頂くということが、中小企業においては一番、必要なんではないかと考えております。

**室長**　定期の健康診断のお話がありましたが、明日診断があるということになると、わざとさけて当日休む人が婦人には沢山あります。今のお話にありましたが、受ける人もあるが、また受けない人も沢山あるのではないかとのことでしたが、受けた人の中には病気になつている人の数は少いのでして、自分の健康状態が幾らか悪い、もし受けた際に、はつきり病気であるということを言われるのがこわくて受けない人があるのではないかと思うのですが、そういうことについて使用者の方や組合の方でも、受けなければいけないということを何か積極的に指示していらつしやいますでしようか。もう一つは一般衛生の問題ですけれどもここなどは農家から出ている娘さんが多いと思います。農家というのは都会の家庭に比べれば衛生思想がやや低いのじやあないかと思います。又事業者自体が農業もやつていらつしやる。農業と兼業の方が、それが大きな問題です。その次には所謂寄宿者といいますが、この労働者が非常に多いものですから、これに対してどういう具合に手を打つていこうかということなんですが、午前中に実際のところをみて頂きましたので先生方にある程度お分り願えたと思いますが、我々が、寄宿舎と考えておるようなところで、すべての設備が一通り整つておるという寄宿舎は余りございませんので、むしろ以前の住込と申しますか、そういうところで事業主の一員とまではいかないのですが、やや家庭的な雰囲気の中で生活をしておるこの種のものに、本当は問題があるだろうと思います。保健衛生の点につきまして十月に衛生週間というのがございますが、そのときに我々は、織屋さんの保健衛生について拝見するのですが、色々問題があります。例えば食堂に行つてみましても、その中の机の引き出しを開けてみるとその中にねずみの糞もあり、くもの巣もあるというところがございます。どうしたんだと尋ねますと、この人は一か月郷里に帰つているんだというわけです。これなんかみますとこれではいかん、やはり根本問題は、一般の衛生知識というものが向上しなければ幾ら施設をよくしても、うまくいかないのではないか、という点が考えられるのでございます。そのほか娯楽施設その他は結局、法から言いますと直接は縛れませんが、福祉行政の面から我々も組合幹部の方々を幹旋して、五月にもれたものは十月にと、更に徹底させようというのが私共の考えなんです。

**室長**　今迄のお話で、業者の方も出来るだけみんな健康診断を受けるという方向に進んでいらつしやるようですが、自分の健康をみて貰うということも大切なことですが、問題は、診断を受けました場合に病気でないことが一番大切です。今日は、午前中あちら、こちらみせて頂いて、働いている娘さん達のお部屋を拝見させて頂きましたが、一体、ここのこの部屋で、一日の疲労を回復出来るのだろうかという懸念があるのです。今日拝見したところでは、玄関の入口のお部屋とか、家族の人がその部屋を通つて、他の部屋に出入りするような部屋がありましたが、どうかということも心配するのです。働く娘さん達は丈夫でいてもらいたいと思います。病気にならない様に、一日の疲労はその日のうちに完全に回復出来るように、住込みの場合は部屋の在り方と申しましようか、独立していて安心して眠られる、安心して自分の憩いを求められるお部屋が欲しい、としみじみと感じましたが、そういうことについて使用者の方の御意見を伺つてみたいと思います。

**理事**　五人とか、十人とかになりますと、寄宿舎を持つこともできるのですが、二、三人ですと、そのために特別な部屋を作るということも出来ませんので、



## 婦人と年少者

**室長**　定期の健康診断のお話がありましたが、明日診断があるということになると、わざとさけて当日休む人が婦人には沢山あります。今のお話にありましたが、受ける人もあるが、また受けない人も沢山あるのではないかとのことでしたが、受けた人の中には病気になつている人の数は少いのでして、自分の健康状態が幾らか悪い、もし受けた際に、はつきり病気であるということを言われるのがこわくて受けない人があるのではないかと思うのですが、そういうことについて使用者の方や組合の方でも、受けなければいけないということを何か積極的に指示していらつしやいますでしようか。もう一つは一般衛生の問題ですけれどもここなどは農家から出ている娘さんが多いと思います。農家というのは都会の家庭に比べれば衛生思想がやや低いのじやあないかと思います。又事業者自体が農業もやつていらつしやる。農業と兼業の方

**監督署長**　そう思いたいのですが、私の目からみれば、そこまでいつていないようですね。これは極端な例ですが十五、六人で一人しかやつていないというところもあります。徹底しつつあるということだけは間違いないことで、私はもう少し進めるためには、年二回そういうこと

**保健所長**　結核についての衛生教育、働く婦人のレクリエーションを兼ねて、家庭科班の講習そういうものをやつております。又、患者の発生届がありますれば家庭を訪問しますが、働いている職場があれば職場に行つて指導する場合もあります。

**室長**　結核の罹病者についてはどんな

**保健所長**　結核罹患率でみますと、二十才から二十九才迄が高い、死亡率をみると三十才から三十五才迄、罹患と死亡と五年くらいのへだたりをもつております。男子に比べて女子の場合は若い年代に集中しております。これは昭和二十八年の統計であります。これらの中には大企業の方でシャットアウトされて、中小企業に患者が流れて来て、青梅のようなところに来て働いて発病するということもあるかもしれません。最近言われておるように、結核死亡は非常に少くなりまして、戦前の三分の一とか言われますが、この管内でみますと四分の一くらいになつております。しかし都会の患者が農村に流れ込むという現象については、対策が必要であると考えております。

**協同組合員**　私もこの土地に小さな工場を持つ者ですが、健康診断は監督署の幹旋で、地域的に集団検診をしております。その期間は、役員は総出で対象となる労働者の全員を繰出して検診して貰うというのが実状です。殆んど全部やつておると私は思うのですが。

**室長**　どういう形でしていらつしやいますか。

**保健所長**　結核についての衛生教育、働く婦人のレクリエーションを兼ねて、家庭科班の講習そういうものをやつております。又、患者の発生届がありますれば家庭を訪問しますが、働いている職場があれば職場に行つて指導する場合もあります。

**室長**　結核の罹病者についてはどんな

**理事長**　別段、あらためてそういう面についての指導はいたしておりまんが、監督署長さんのお話にありましたように、定期的に健康診断をするときには、全員受けるようにと、組合の会合があるたびに申しております。

**室長**　保健所では、予防医学の講習とか、又保健婦の方が事業所をお訪ねになつて指導するとか、注意するということをしていらつしやいますか。

**青梅保健所長**　保健所の立場ですと、一般勤労婦人に対して衛生教育をやる機会は、出来るだけしておるつもりであります。

**室長**　どういう形でしていらつしやいますか。

**保健所長**　結核についての衛生教育、働く婦人のレクリエーションを兼ねて、家庭科班の講習そういうものをやつております。又、患者の発生届がありますれば家庭を訪問しますが、働いている職場があれば職場に行つて指導する場合もあります。

**室長**　結核の罹病者についてはどんな

**理事長**　別段、あらためてそういう面についての指導はいたしておりまんが、監督署長さんのお話にありましたように、定期的に健康診断をするときには、全員受けるようにと、組合の会合があるたびに申しております。

**室長**　保健所では、予防医学の講習とか、又保健婦の方が事業所をお訪ねになつて指導するとか、注意するということをしていらつしやいますか。

**青梅保健所長**　保健所の立場ですと、一般勤労婦人に対して衛生教育をやる機会は、出来るだけしておるつもりであります。

**室長**　どういう形でしていらつしやいますか。

**保健所長**　結核についての衛生教育、働く婦人のレクリエーションを兼ねて、家庭科班の講習そういうものをやつております。又、患者の発生届がありますれば家庭を訪問しますが、働いている職場があれば職場に行つて指導する場合もあります。

**室長**　結核の罹病者についてはどんな

**理事長**　別段、あらためてそういう面についての指導はいたしておりまんが、監督署長さんのお話にありましたように、定期的に健康診断をするときには、全員受けるようにと、組合の会合があるたびに申しております。

**室長**　保健所では、予防医学の講習とか、又保健婦の方が事業所をお訪ねになつて指導するとか、注意するということをしていらつしやいますか。

**青梅保健所長**　保健所の立場ですと、一般勤労婦人に対して衛生教育をやる機会は、出来るだけしておるつもりであります。

**室長**　どういう形でしていらつしやいますか。

**保健所長**　結核についての衛生教育、働く婦人のレクリエーションを兼ねて、家庭科班の講習そういうものをやつております。又、患者の発生届がありますれば家庭を訪問しますが、働いている職場があれば職場に行つて指導する場合もあります。

**室長**　結核の罹病者についてはどんな

**理事長**　別段、あらためてそういう面についての指導はいたしておりまんが、監督署長さんのお話にありましたように、定期的に健康診断をするときには、全員受けるようにと、組合の会合があるたびに申しております。

**室長**　保健所では、予防医学の講習とか、又保健婦の方が事業所をお訪ねになつて指導するとか、注意するということをしていらつしやいますか。

**青梅保健所長**　保健所の立場ですと、一般勤労婦人に対して衛生教育をやる機会は、出来るだけしておるつもりであります。

**室長**　どういう形でしていらつしやいますか。

**保健所長**　結核についての衛生教育、働く婦人のレクリエーションを兼ねて、家庭科班の講習そういうものをやつております。又、患者の発生届がありますれば家庭を訪問しますが、働いている職場があれば職場に行つて指導する場合もあります。

**室長**　結核の罹病者についてはどんな

住宅の一部を使うということになります。すれば。工場における疲労というよりも、たり仕事が低下するという状況なんでこうした部屋の問題なんかは、経済的な問題が一番関連するのですね。

**室長**　カーテンでもつて区切るとか、ついたてをおくとか、そういう配慮はいかがでしょう。

**理事**　それはやつておるところが相当ありますよ。

**室長**　さつき見せて頂いたところは、大変綺麗でしたけれども仏間で、家の中で一番大切な部屋らしいですが、落着いて足を伸ばして眠られますかしら。一日の疲労が、回復出来ないでその疲労を翌日に持込む、そういうことが蓄積されると健康上、問題が起つて来るのではないかということも考えられます。そういう問題につきましても、組合の方でもつて理事長さんや理事の方々に事業所を時に見まわつて頂きまして、どうやつたらどうかというような助言などをして頂きたいと思いますが、そういうことはむずかしいのですか。

**理事長**　ごもつともな御意見ですが、もつともつと切実な問題があるのです。今日では織物界が非常に悪く、全くその日その日を、きゆうきゆうとしておりますので、手が廻らないのが現状ではないかと思います。

**評論家(西)**　関連して質問したいのですが、娘さん達は一月どのくらい働きますか。

**理事長**　二十四、五日から二十六日です。

うういうことで疲れるのですね。土曜日になると能率が低下して、日曜で休んで、月曜日が一番能率が上るとよくいわれますが、これは反対で、月曜日が一番能率が低下して、土曜日が一番能率があがるのです。二日続きの休みをいたしますと、最初の日なんか能率は、うんと低下する。これは事業主全体の話です。十一時、十二時までもあそんで来る、そのために疲れてしまうのです。現在では寄宿舎の設備が悪くて十分疲労回復が出来ない、というための原因は、極めて少いのではないかと思います。

**室長**　夜あそびという問題が出ましたが、女子工員の方達は一体どういうところで、あそぶのですか。

**奥多摩支部長**　どうも、映画に行くのはよいのですが、隣をみれば若い男性がいてちやほやするから、映画をみての帰りなんか、すつと帰つてくればよいが、やもすればつまらん寄り道をする。そういうことが非常にあるのではないか。しかしそれを抑えることは主人としてもできない。常識的に「結婚するまでは絶対男なんかとあそぶんじやあないよ」というと「こんなやかましい工場になんかいない」というふうに、昔我々の育つた頃の女の子と違つて、この頃の青年女子というものは、そういう方面は発達しておりますよ。だから日曜は疲れて月曜日あ

**室長**　今のお話ですと、映画をみるとか男の人とあそぶ以外にはないように思えるのですが、そうだとすれば大変ですね。若い娘さん達は正直ですから、楽しいところにいくものですが、映画館なんかでなくて青梅市なり青梅市公民館なりに、若い女子工員さん達を引きつけるような、そういうたのしい施設がありましようか。青梅市は織屋さんが多い。そしてそこに働く娘さんが沢山いるという、このような特殊性を考えて、何かの御配慮がおありですか。

**公民館長**　公民館としてもレクリエーションとしては考えておりますが、特定の女子工員さんを対象にしての施設は持つておりません。ただ音楽とか映画、教育文化に関係するものとか、その外、いろいろのレクリエーションを団体が持つておりますが、それに加入してやつておる工員さんもあります。しかしそれはそういう人達の個人の趣味で入つており まして、女子工員さんを対象にしての施設は何もありません。

**室長**　先程から伺つておりますと、女子工員さんの余暇時間の使い方の面が悪くて、使用者がお困りのようですが、婦人団体でそういうことについてお考えになつたことがおありですか。

**婦人会長**　市では青年団と婦人会とで盆踊りをいたしますが、婦人会には青梅の特殊性を活かした婦人音頭というのができております。それを踊つたり、また、いろいろ新しい踊りをとり入れまして、レクリエーションとして各地区で盛んにやつていただきましたが、そのときには女工さん達が非常に多く参加して下さいました。

（以下次号）


新刊案内

**保母のまど**

牧野修一著　福祉春秋社発行

著者の牧野氏は厚生省中央児童福祉審議会の設置された初めから、保育所母子寮の代表として保育事業に深い理解を持つた方である。本著は保母が一人の労働者として保育園に勤務する上に心得ておかなければならない知識を、エピソード風に描かれた園内での出来ごと、それに対する法的解説によつて与えてくれる。保母のために書かれたというよりも、保母の職場を借りて、婦人労働者のために労働諸法規を具体的にのみこませるために書かれたものと云つた方が適当であろう。そういう意味で、すべての婦人労働者の座右の書としてすすめられるものである。

定価　一三〇円




# 養成工とクラブ活動

## ラジオ部の努力に感謝

住友和歌山教習所

午後四時、終業のサイレンが鳴り終りしばらくすると、隣の実習工場からは一年生が一人二人帰つてくる。又これと前後して各現場に実習に行つている二年生三年生の養成工達も〝只今〟の言葉も元気よく、一日の実習を終つたあとの安心感を顔一面に表しながら、事務所の入口でピョコンと頭を下げて通り過ぎる。〝お帰り！〟とこちらから云えば、さも満足したような表情で更衣室に消えて行く。

現場と云つてもこの教習所から自転車でも十分はかかるのだから、早い者と遅い者との差は大変違う。一番最後の者が帰つてくるのが四時半頃である。

ちようどその頃、養成工達のクラブ活動でやつているラジオ部の連中が、実験室に入り、自分達が先生の指導によつて最近組立てたばかりの五球スーパーラジオの前で音質、音量、雑音などを一心に調整している。養成工達にとつて科学はやはり憧れであり希望であるから、そのラジオを聞き込む表情は、先刻までの実習の苦労も辛さもすつかり忘れてしまつての賜いのひとときであると云えよう。おそらくは養成工達にとつて、こうした余暇を利用しての楽しいひとときがあるからこそ、毎日の学科に精出し、現場の実習に励む事が出来るのかも知れない。

ラジオ部が発足したのは今からちようど半年前である。初めは毎週二回の日を選んで現場から先生を招き、いつも六時頃、遅い時には七時頃迄、電波科学の知識をみつちり教えてもらつていたが、しばらくしてから会社からラジオの材料一式を購入してもらつて組立に取りかかつた。

最近になつてこのラジオが聴けるようになつてからラジオ部の人気はずばらしい。又部員も得意顔である。だがこの得意顔の奥に、やはりやつてよかつたと今迄の苦労をしみじみ味わつた事を忘れてはならない。

やがてこのラジオ部の手で組立てられたラジオにより、養成工達は知らず知らずのうちにも知識づけられて、日

## 機械部のたゆまざる努力

クラブ活動の中に〝機械部〟というのがある。金属精錬業をしている会社の性格からして、こうした部の出来るのも当然の事であるが、機械というものに憧れをもち、興味をもつ養成工達の手でこうした部をもつようになつたのも、やはりラジオ部と同じように発足以来まだ半年余りにしかならない。他のクラブ活動と違つて目立つて面白いとか、派手なものではなく、いわば地味なこの部の性質上ともすれば落伍者の出た事もあつたが、そこはやはり自分達の中のリーダー格を中心にして、ガッチリ組んでゆこうという姿には、はたの見る目も涙ぐましいものがあつた。

特に寒風肌さす極寒の四時すぎ、実習工場で油に汚れた姿でじつと先生や先輩達の説明を聞いている熱心さには頭の下る思いがする時もあつた。

勿論、今までは機械全般の知識をつけて来たのであるが、これからはエンジンの差動装置の構成を知り、分解組立、修理等も出来るように、又起重機の構造を充分知り、それから自分達の手で模型を造れるようになるのだと意気込んでいる。

部員のこうした希望に胸をふくらませて機械と取組み、汗と油に汚れながら先生や先輩の説明をじつと熱心に聞いている姿は、実に尊いものではなかろうか。

そうして、やがてはこの部員達の手でエンジンが組立てられ、立派な起重機の模型が完成するのも遠くはなかろう。

筆者は和歌山市住友金属(株)和歌山教習所新聞委員

(この文に写真が二枚添えられていましたが不鮮明なため、残念ながら割愛いたしました。編集部)

# 「臨時調査員」の手帳

## 年少労働者の実態調査をして

長谷川喜子

「臨時調査員」という身分証明書を手にした時、私はある緊張と不安とを同時に感じました。「大変な仕事を引き受けてしまった」と。家庭以外の何の体験もない私が生れてはじめて一人で世間という複雑な仕組みの一端にふれる、というのですから第三者から見れば大袈裟な、と見えましょうが正直なところ、私はそんな気持でした。

地図を開いてみてはじめて知つた播州平野のあの町、この町を、汽車やバスの時間を気にしながら一日中雨にぬれ、ある時は真夏のような陽に照らされて小一里も歩き廻わるという体力的にも私としては大変な一か月でした。調査は郡部七、市部三、といつた割合でした。事業所数にして三十数か所、年少労働者数は約百八十人でした。

郡部では大体私は歓迎されざる客として扱われ、市部でも事業所が小さくなるほど調査に対する理解が得られず、意気地のない話ですが、いい年をして泣きそうになつた事さえありました。郡部の従業員十人未満の所では、近くの農家の少年少女がホンの手伝いに来ているといつた風な気分が濃く、事業所も仕事の分量が不定で、忙しい時は休憩時間にもどんどん食いこみ、残業も夜十時頃までもやる。その代り仕事が無いとなつたら仕事場へ遊びに来ているようなものだ、とも聞かされました。（事業主からも少年達からも）

そしてこの程度の事業所では、年少労働者に対する作業やその他の施設に関する配慮は、ほとんど見られませんでした。然しこれは事業所そのものの貧しさを見れば、どうしようもないものとも思いました。が一面お金のかかる設備でなくても従業員としての年少者を暖い目で見る、という事だけでも働く者にとつて随分救いになるだろうに、とも考えました。それは個人調査で雇主、先輩に対する注文、希望という質問の答が「親切にして欲しい」「優しく叱つて下さい」というのが、相当多かつた事にも現われています。

それから小企業と大企業の労働条件の差の大きいのには驚きました。油や埃でよごれ、様々な臭気に満ち、採光の悪い、そんな作業場の片隅で昼食をとり、雨でも降れば休憩時間をその仕事場にただ立つたり、しやがんだりしている外ない、といつた所が相当ありました。それなのに一方には花壇芝生あり、テレビ、撞球場あり、清潔な大食堂、大浴場を備え、その土賃金は小企業の倍にもなる大企業場もあるのです。それでも私がこの調査で一番胸をうたれたのは、少年少女がこのように物質的にみじめな労働状況にいるということではなく、彼等が精神的に非常に貧しい状態にあると思わせられたことでした。

自分の生活をふりかえること、周囲に対する批判、社会的な問題についての関心、このような質問に大半の人々が答らしい答をしていないこと等からそう考えられるのです。どんなに私が具体的な例を出して説明しても「分らない」「知らない」「考えない」がせいぜいで、中には面倒くさそうに、ナシ・ナシと書き入れるので「すぐ書かないで、一寸考えてよ」と頼んでも駄目なのです。考えるという習慣を持たず、文字を知らないこと、誤字だらけなことも ひどく目立ちました。「学校出たら字、忘れてしもた」と云いた少女がありました。貧しい環境、字を忘れてしまう生活、そこで「考えよ」というのが無理なのでしょうか。

この調査を終つた頃、私は働く少年少女の文集「明日をになうもの」を読みました。そこには、よく考える少年、少女、敏感な若い心、幼いけれど鋭い観察、それ等が実に豊富に綴られていました。年齢からも環境からも私の調査対象であつた人々と同じなのです。然し文を綴れるひとは、すでに一種の選ばれた人々です。しかもこの文集の五十人はその中の更に選ばれた人達なのですから、当然のことかも知れません。それでも私が会つた少年達の中にも恵まれない境遇にありながら働くことに明るい希望を持ち、堅実な将来の夢を描いている小数の人々が居たことには、私も深い喜びを感じました。

ともあれ、私に不安を感じさせた、ものを考えない少年少女達が全国的により多数なのだという事は間違いないと思います。それを考える時、頭脳にも才能にも恵まれない平凡な、境遇の上では、もとより不幸なこの人をこそ世間の大人達はもつと謙虚し、暖い理解を持たなければいけないという事、これが「明日をになう人々」への私達大人の責任だと、この調査を通して胸にしみて考えさせられました。

―兵庫婦人少年室臨時調査員―



# 妻を遺棄する夫と英国の法律

去る第二十四国会で通過成立した家事審判法の一部を改正する法律で、今後家庭裁判所は権利者の申立てがあるときは、審判で定められた義務の履行状況を調査し、義務者に対して、その義務の履行を勧告することになつた。

この問題については、どこの国でも義務履行確保について、頭を悩ましているらしく、「国際婦人ニュース」の一九五六年四月号には、英国の場合の問題が掲載されていて、興味深いので、ここに紹介する。

「既婚婦人協会」では、夫が妻子扶養をするべしという裁判所の命令に従うことを頑強に拒んだ時は、夫の収入から源泉控除をすることによつて扶養を実施するように法律を改正することについて論ずるため、代表者が内務大臣に会見を申入れたが、昨秋行われた会議においては、このような改正の必要を説明するものとして種々の悲劇的な例が挙げられた。

国会議員ジョン・バーガー氏がこの決議を提案したが、彼は、最近の一例を思い出したといつて次の例をあげた。即ち、或る男が有金を全部持つて、妻と、十一才と十四才の息子を残し、いなくなつてしまつた。妻は警官に訴えたが、こういう行為は犯罪とは考えられていないため警官はその男を探そうともしなかつた。バーカー氏の考えではこの種の問題は、仕事から仕事へと何の跡も残さずに移つてゆける不熟練労働者の場合に多い。彼らはもし、裁判沙汰にされたとしても、一週間か二週間は払うかも知れぬが、又すぐ逃げてしまうのである。彼は、刑務所に入ることさえも、いやがらないかも知れない。入獄すれば、過去の借金は全部直ちに取消されてしまうので、彼の子供達の母親にとつては何の救いにもならないのである。

逃げてしまおうとする男を探すことはどんな母親にとつても大変難かしいことで、実際当局の助けがなくては、殆ど不可能である。法律を改正して、扶養料支払をあくまで拒否する男に対しては、何らかの源泉控除を行うべきである。

この議論に対する反対は恐らく労働組合からおこるであろう。彼らは、もし使用者が遺棄された妻のために給料を差引くことがあれば、それは労働者の人権を侵害するものであるというであろう。又、このことのため使用者がその労働者に対して偏見をいだくことになるかも知れない。

## 第二十四国会で通過した婦人関係法律

### ○家事審判法の一部を改正する法律

家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条の次に次の三条を加える。

第十五条の二　家庭裁判所は、権利者の申出があるときは、審判で定められた義務の履行状況を調査し、義務者に対して、その義務の履行を勧告することができる。

第十五条の三　家庭裁判所は審判で定められた金銭の支払その他の財産上の給付を目的とする義務の履行を怠つた者がある場合において、相当と認めるときは、権利者の申立により、義務者に対し、相当の期限を定めてその義務の履行をなすべきことを命ずることができる。

第十五条の四　家庭裁判所は、審判で定められた金銭の支払を目的とする義務の履行について義務者の申出があるときは、最高裁判所の定めるところにより、権利者のために金銭の寄託を受けることができる。

第二十五条の次に次の一条を加える。

第二十五条の二　家庭裁判所は、調停又は第二十四条第一項の規定による審判で定められた義務の履行について、第十五条の二から第十五条の四までの規定の例により、これらの規定に掲げる措置をすることができる。

第二十六条第三項中「前条」を「第二十五条」に改める。

第二十八条　第十五条の三又は第二十五条の二の規定により義務の履行を命ぜられた当事者又は参加人が正当な事由がなくその命令に従わないときは、家庭裁判所は、これを五千円以下の過料に処する。調停委員会又は家庭裁判所により調停前の措置として必要な事項を命ぜられた当事者又は参加人が正当な事由がなくその措置に従わないときも、前項と同様である。

附　則

1　この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

2　この法律による改正後の家事審判法は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。

### ○母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律

母子福祉資金の貸付等に関する法律（昭和二十七年法律第二百五十号）の一部

治安判事協会所属の治安判事ビショップ夫人は、協会の公の方針を述べているのではないが、多くの会員が自分に賛成するであろうといって、次のように述べた。

結婚裁判所に関係ある治安判事として、夫人はこの決議に関係深い例をたくさん聞いているが、多くの場合妻を遺棄した男は別の家族を持つようになり、前の家族への支払が滞り、その結果刑務所入りということになる。そして国家は彼を刑務所で養い、その上二つの家族を扶養するという重荷を負うことになるのである。ビショップ夫人は、源泉控除が個人の自由を侵害するというのは、愚にもつかぬ考え方であると思うといった。現在、われわれ納税者は、これらの男達の妻や家族を養わされているので困つているというのである。

ハウオード同盟のエルキン女史は、刑務所の立場から次のように語つた。

扶養料不払いのために、一年約四千人の男が刑務所に入れられる。刑務所当局としては、彼らが社会にとつて好ましい市民ではないかも知れないが、犯罪者ではないのだから、彼らを刑務所に入れておくことを喜ばない。その上、刑務所は大変混んでいるし、職員は不足している。この四千人の男達は、この社会的問題処理におけるわれわれの失敗の尺度であり、刑務所を混雑せしめて、過労となつた職員に教育的な仕事をする時間を与えないばかりでなく、刑務所の費用を増加させる結果になつている。ハウオード同盟としては、不払いに対しては源泉控除を裁判所が命令できるスコットランド方式を支持する。スコットランドでは、だから不払のための刑務所入りは存在しないのである。

ケネディ女史は、保護監察官協会の会員としてではなく、十九年の保護監察の経験からとして、次のように語つた。

福祉国家によつて援助が与えられるとはいつても、遺棄されることはやはり妻にとつて一つの災難である。しかし現在夫を探す責任は妻にあるとされ、また政府の「省が彼女に扶養料をくれ、一方では別の役所が夫を保護している。福祉国家になつたため、社会の各層において或る人々の間には責任感が大変うすくなつた。又、刑務所入りの判決は多くの男が本当に怖れているものであるから、これを廃止すべきであるとは思わない。未払の残金がたまるようなことをなくすことが大事なのであり、裁判手続きはもつと速かで且つ安くあるべきである。又、子供をかかえた貧しい女には逃げた夫を探すことは殆ど不可能なのであるから、これを警察の責任にすべきである。政府の各省や職業紹介所や国家扶助局などは、情報提供の義務を負うべきである。判事達の中には、男を刑務所に入れるのを嫌う人があるようだがこれが扶養料を支払わせる唯一の方法なのである。

---

を次のように改正する。

第三条第一項中「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に改め、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　住宅を補修するのに必要な資金（以下「住宅補修資金」という。）

第四条中七号を第八号とし、第六号中、「七百円」を「千円」に改め、同号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　住宅補修資金の貸付は、一回につき三万円以内

第五条第一項中「二年以内」の下に、「、住宅補修資金については五年以内」を加える。

第十条の次に次の二条を加える。

（償還金の支払猶予）

第十条の二　都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が災害を受け、又は疾病にかかり、若しくは負傷したため、支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、第五条第一項の規定にかかわらず、当該償還金の支払を猶予することができる。ただし、当該貸付金の貸付を受けた者と連帯して償還の債務を負担する借主がある場合において、その借主が支払期日に当該償還金を支払うことができると認められるときは、この限りでない。

2　前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、貸付金の利子の計算については、その償還金の支払によつて償還されるべきであつた貸付金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

（償還の免除）

第十条の三　都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため、貸付金を償還することができなくなつたと認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聞き、かつ、議会の議決を経て、当該貸付金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、保証人又は当該貸付金の貸付を受けた者と連帯して償還の債務を負担した、若しくは負担する借主がある場合におけるその借主が、償還することができると認められるときは、その償還することができると認められる額については、この限りでない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

---

### ○婦人少年協会理事会開催

七月二十七日如水会館で婦人少年協会理事会が開かれた。平林会長は病気のため欠席されたので、藤本副会長が代つて挨拶、昭和三十年度決算報告並びに昭和三十一年度予算案の審議可決の後、協会の運営について懇談が行われた。出席者。藤本、神近、江上、渡辺、桐原、船田、西垣の理事、及オザーバーとして婦人少年局の局課長及び書記が出席した。



## （資料室）

# 労働者家族の生活問題懇談会の報告

## 一、まえがき

労働者家族の生活向上の問題は、労働者自身の問題とともに、社会政策上重要な課題であると考えられる。すなわち、労働者の家庭の福祉を増進することによつて労働者の福祉を増進することはもちろん、労働生産性の向上、次代の労働力の育成、民生安定などの諸目的を達成することができるからである。

婦人少年局では、婦人課の所掌事項としてこの労働者家族の問題を取扱つており、従来から労働者家族の生活実態調査、労働者の主婦を対象とする啓蒙活動等を実施してきたが、とくに昭和三十年度以来婦人少年問題審議会に委嘱して、本問題の綜合的な対策について検討をすすめている。

昭和三十年度の啓蒙活動としては、三十年十二月～三十一年一月の両月にわたつて「労働者家族の生活問題懇談会」を各都道府県婦人少年室を通じ全国的に開催したが、とくに中小企業に働く労働者の家庭の主婦と直接懇談して、現実に労働者家庭が当面している問題の実状や要望の把握につとめた。ここに全国六十か所において開催された懇談会の結果報告をとりまとめて、労働者家族の福祉について関心をもたれる方々の参考に供したいと思う。

## 二、参加者について

全国六十か所の会合に参加した労働者家庭の主婦の数は合計一、一一〇名で、その年令別、産業別は下表の通りである。

## 三、懇談内容

### 1、家計の問題

労働者家庭の主婦は、家計管理の担当者として生活を維持するのに重要な役割を果しているが、低賃金、給料の遅欠配等の多い中小企業労働者の家庭においては、その日その日の生活をどう切り抜けていくかが問題で、計画的な支出は難かしく、家計簿も記入していないという声が多い。家計簿を記入していない理由としての主な声は、

○毎日の生活がギリ〳〵なので暗記でもわかる。

○つけてもつけなくても同じだ。

○支出の計画化などを意識しなくとも、結果においてほぼ毎月費目別に一定している。

○生活に追いたてられてつける余裕がない。

メモ程度でも記入しているもの或いは費目別に分けて使つているという人たちは、比較的経済的に恵まれた労働者家庭の主婦か或いは三十才前後の結婚して間もない人たちに多い。生活に追いたてられているこれらの家庭で世帯主の収入で足りない分のやりくりは、借金しても返済に困るので食生活の切下げをするか、主婦だけが一食を抜いているという切実な声も中にはあるが、その打開策の積極的なものとして内職をしている主婦が圧倒的に多く、次に共稼ぎや家族（子供、兄弟姉妹等）の働きによつて家計を補助している、或いは間貸しをして補つているなどの例がみられ、夫は主食分・妻は副食分を働くという発言もあつた。

その他掛買をする、親戚或いは隣近所から借りる、給料の前借りをする、などが主な方法として上げられているが、職業が安定し、比較的生活に見合つた賃金を支給されていると思われる家庭では、ボーナスで補塡している。

不時の際については、保険――失保・健保・労災等――に加入しているのでそれを利用する、或いは貯金・無尽をあてるという人と、毎日の生活をどうするかが問題で、そんなことは考えてみたこともない、その時になつてみないと分らぬという人と半々位である。

保険に加入していても不安だと訴える人も多いが、その不安な点として

○日雇労務者が適用事業場外に働いた場合には失業保険印紙を貼布されな

| 種別＼人数 | 年令別 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 不明 | 産業別の勤労先 製造業 | サービス業 | 鉱業 | 卸及び小売業 | 運輸及び通信その他の事業 | 公務 | その他 | 日雇 | 不明 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人数 | 185 | 489 | 311 | 121 | 2 | 2 | 546 | 27 | 241 | 20 | 16 | 11 | 81 | 126 | 42 | 1,110 |

備考
1. 産業別は大分類に依つた。
2. 〃製造業は電気器具，木材製品，機械，製糸及び紡績，印刷等多方面にわたつている。
3. 〃その他〃には農業，建設業等が含まれている。

いこと。
○失業保険の給付期間がきれても就職先のきまらないこと。
○結核に罹病して三年以上になると、健保その他の社会保険が打切られてしまうこと。
等があげられている。
その他社会的な施策を要望するものには、五人以下の事業場でも健保に加入出来るようにしてほしい。健保における家族に対する全額負担、長期療養に対する保障などがあった。
内職については、報告県の全員が、家計補助のため内職をしたいが、適当な仕事がない（工賃が安くて交通費その他の諸経費を引くと合わない）。幼児がいて出来ない。住居がせまくて出来ない、といっている。このような現状に対する要望として、内職斡旋所、補導所の設置、低工賃に対する対策、託児所の設置などがあげられている。

### 2、扶養の問題

まず、子供の数については大多数の人が「多ければ多い程、老後が楽しいと思うが、現在の生活程度での扶養能力は、二人～三人だ」といっており、産児制限についての関心は高く、出生抑制の傾向がみられる。
炭鉱のように労働者家庭が一つの集落をなしているところでは、産児制限の指導を、一世帯千円の予算で会社が指導しているところもあり、またある炭鉱では、新生活運動の一環として、五か年計画のもとに家族計画の指導をしているところもある。
子供の扶養についての要望は、義務教育費の全額国庫負担というのが殆ど全員で、その他、
○保育所の増設或いは設置。
○零細企業においても扶養手当を支給してもらいたい。
○扶養手当は十八才になると打切られてしまうが、経済的に独立するようになるまで支給してほしい。
○教育費の軽減。
○育英制度の強化。
等々である。
前述のように乏しい家計のやりくりに苦心している主婦たちは、老後の生活をどうするかについては、考える余裕もない。また、子供が何とかしてくれるであろう、或いは子供と一緒に暮したい、子供に負担をかけたくないが頼るより仕方がないと答える人が多い。一方積極的なものとして、貯金、退職金、保険、年金等によって、経済生活を独立させるよう努力したい。子供の世話にはなりたくないので、社会的な保障によって解決を望むというのがある。これには養老年金制度による経済的な裏付けはもちろんのこと、社会施設をも含めて要望している。

### 3、住宅の問題

住宅で特に困っている問題は、一室の狭さ、二部授業の問題。
○学校差にともなう進学、就職の問題。
○学校が遠いこと。
○共稼ぎで外に働きに出るので、PTAの会合に出席できないこと、勉強をみてやれないこと、家事労働を子供にさせるので勉強時間がなくなること。

### 要望

○教育費は生活状況に応じて支払えるようにしてほしい。
○育英制度の拡充
○教科書制度の再検討
○余暇指導の実施
等であり、今のような苦しい生活を子供たちにはさせたくないので、できれば子供を高校・大学へ進学させ、立派な職業人にしたいという欲求は強く、そのための社会保障制度の拡充を望んでいる。
主婦自身の教養をたかめるための方法として、大半の人は一番身近な新聞・ラジオを利用している。また雑誌の交換或いは回覧などによる人もかなりあった。
婦人団体へ加入している人は少いが、PTA、会社の集会、無尽の集りなどで話し合うという人もあった。
一方、経済的にも時間的にも余裕のないため、或いは家族の無理解（姑、夫等）によって、その機会がないと答える人も多く、教養をたかめるためには、主婦自身の自覚を前提として、経済的、時間的裏付けを要望すると同時に、グループをつくること、男性の理解協力を得ることなどの改善、各人の室を独立させることなどが話し合われている。中小企業労働者の家庭においては、主婦が病気や出産等の場合の家事は主として夫の協力によって処理され、夫の勤務の間は近隣の手助けを得ており、経済的理由から当然のこととして、家事手伝を雇うというようなことは全く行われていない。
前にのべたように労働者の家庭の主婦は婦人会等の組織にも入っていないので、生活指導を受ける機会は従来ないが、経済的、時間的に余裕のない生活の中で繁雑な家事労働を適切に処理するため、次のような点についての生活指導をのぞんでいる。
○栄養料理の作り方。
○育児、子供のしつけ方等について。
○家計簿の記入のしかた、上手なやりくりの方法など。
○生活技術一般。特に自分たちの生活にふさわしいもので、すぐ役立つもの
○古着の更生
○産児制限の方法。
○共同生活における協力と理解、認識を深める指導。

### ★ギリシャの売春禁止法

ギリシャでは、一九五五年七月十三日総ての娼家を禁止する法律が通過した。しかし、売春婦の横診制度は尚維続している。（国際婦人一九五六年四月号より）



## 最近の女子の雇用について

最近、働く婦人の増加は統計の上でも注目される重要なうごきとなっていますが、こゝでは昭和三〇年を中心として、女子の労働力人口、就業状態雇用の概説を統計にもとづいと述べてみたいと思います。

### 労働力人口

戦後、労働力人口は男女とも、着実な増加を続けていますが、特に女子労働力人口の増加がめざましく、そのふえ方にも男子ともがつた特長がみられます。
いま、男女の一四才以上人口、労働力人口、非労働力人口の推移をみるため昭和二六年と昭和三〇年の平均をとり、その増減を比べてみると第一表のようになります。
男子の場合は、一四才以上人口の増加にともなって、労働力人口、非労働力人口ともにふえているのにひきかえ、女子の場合は、労働力人口の増加が一四才以上人口の増加をはるかに上廻り、その分だけ非労働力人口がへっています。このことは、男子の労働力人口が人口の自然増加にほゞ見合うものであるのに対して、女子の場合は、それももちろんありますが、そのほかに今迄非労働力人口であった婦人で働く人が非常にふえてきたことを物語っています。
従って、一四才以上人口中にしめる労働力人口の割合――労働力人口比率――も、男子は年々八三%台の安定した線を廻っていますが、女子は昭和二六年の四八・八%から三〇年の五四・九%まで年々上向きになっています。
このような女子労働力人口の増加はもとより全年令層にわたっていますが、労働力人口比率の高まりは、第二表の通り一九才未満の層には殆どみられず、比較的高年令層のほうに著しくなっています。

第1表 男女労働力人口と非労働力人口の推移

| | | 昭和26年 | | 昭和30年 | 増減 |
|---|---|---|---|---|---|
| 女 | 14才以上人口 | 2,965万人 | ⟶ | 3,193万人 | ＋228 |
| | 労働力人口 | 1,448 | ⟶ | 1,753 | ＋305 |
| | 非労働力人口 | 1,518 | ⟶ | 1,435 | －83 |
| 男 | 14才以上人口 | 2,661 | ⟶ | 2,898 | ＋237 |
| | 労働力人口 | 2,213 | ⟶ | 2,427 | ＋214 |
| | 非労働力人口 | 448 | ⟶ | 466 | ＋22 |

経理府統計局・労働力調査

**第2表 年令別女子労働力人口**

| | 労働力人口 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 14～19歳 | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45～54歳 | 55～64歳 | 65歳以上 |
| | 万人 | 万人 | 万人 | 万人 | 万人 | 万人 | 万人 | 万人 | 万人 |
| 昭和27年4月 | 239 | 253 | 185 | 143 | 146 | 141 | 203 | 111 | 58 |
| 昭和30年4月 | 242 | 301 | 209 | 188 | 171 | 175 | 254 | 141 | 82 |
| | 労働力人口比率 | | | | | | | | |
| | % | % | % | % | % | % | % | % | % |
| 昭和27年4月 | 46.0 | 66.6 | 52.9 | 49.0 | 53.1 | 54.9 | 52.6 | 40.1 | 22.1 |
| 昭和30年4月 | 47.0 | 72.5 | 58.1 | 58.2 | 60.0 | 63.9 | 58.1 | 47.3 | 27.7 |

総理府統計局・労働力調査

逆に女子非労働力人口のうちわけをみますと第三表のようになり、通学者は幾分増加しているのに対して、家事に従事する女子非労働力人口の減少があらわれ、家事を担当する婦人の就業が相当大量に行われていることを示しています。

### 就業状態

ではどのように増加した女子労働力人口は、どんな産業部門に吸収され、又どんな形で就業しているでしょうか。

一、七五三万の女子労働力人口のうち一、七二五万はなんらかの形で就業し、二九万は完全失業者となっています。まず就業者についてこれを農林業と非農林業とに大きく分けてみますと、農林業に就業する婦人は八七八万、非農林業に就業する婦人は八四七万で、農林業就業者が半ば以上をしめています。しかし逐年の推移をみますと、農林業のほうは年によって波はあっても、全体としてめだった増勢を示していないのにひきかえ、非農林業就業者の増加は戦後の経済の復興とともに著しく、第四表にみられるように年々農林業就業者との差を縮めて、昭和二三年の農・非農の構成比率、六二対三八から三〇年の五一対四九へ、半々に近づいています。又、非農林業女子就業者の増加を男子と比べてみても、男子は昭和二六年の一、三八〇万から三〇年の一、五五一万へ一七一万の増加、女子は同じく六二五万から八四七万へ二二二万の増加となっています。これを更に産業別にみますと、右の期間に卸売小売業が八八万増、サービス業が七五万増、製造業が三五万増で、特に前二者を含む第三次産業部門の著しい増勢が最近の特長になっています。

**第3表 女子非労働力人口の内訳**

| | 昭和27年 | 昭和30年 | 増減 |
|---|---|---|---|
| | 万人 | 万人 | 万人 |
| 女子非労働力人口 | 1513 → | 1435 | −78 |
| 家事 | 1022 → | 929 | −93 |
| 通学 | 228 → | 242 | +14 |
| その他及び不詳 | 263 → | 264 | +1 |

総理府統計局・労働力調査

つぎに女子就業者を従業上の地位別にみますと、農林業では家族従業者が九割弱と圧倒的に多く、雇用者の割合は微々たるものです。非農林業においても、男子の七%に対して、女子は三七・三%と家族従業者の割合が高くなっていますが、この部門の主体をなすものは、やはり五三・四%をしめる雇用者です。

**第4表 農林・非農林別女子就業者数**

| 年別 | 農林業 | 非農林業 | 構成比率 全産業=100 農林業 | 構成比率 全産業=100 非農林業 |
|---|---|---|---|---|
| | 万人 | 万人 | % | % |
| 昭和23年平均 | 828 | 513 | 61.7 | 38.3 |
| 〃 24年 〃 | 937 | 508 | 64.8 | 35.1 |
| 〃 25年 〃 | (844[1]) (910[2]) | 514 | 62.2 | 37.9 |
| 〃 26年 〃 | 808 | 625 | 56.4 | 43.6 |
| 〃 27年 〃 | 818 | 668 | 55.0 | 45.0 |
| 〃 28年 〃 | 867 | 736 | 54.1 | 46.0 |
| 〃 29年 〃 | 847 | 788 | 51.8 | 48.2 |
| 〃 30年 〃 | 878 | 847 | 50.9 | 49.1 |

全商業総理府統計局・労働力調査

注 1) 1～6月の平均
2) 7～12月の平均

### 雇用者

雇用者の年次別推移をみますと、昭和二四年頃には当時の企業整備の波をうけて女子雇用者は一旦減少していますが、昭和二六年には朝鮮動乱による景気の回復で、女子雇用者は急激に増加し、その後も年々二〇万前後の増加を続けました。ことに昭和三〇年は前年の四二九万から四七一万へ平均四二万の大巾な増加をとげ、年末にはついに戦後初めて五〇〇万人を突破しました。これは第五表にみられる通り、増加率においてはるかに男子を上廻るもので、そのため、雇用者総数中にしめる女子の割合は、昭和二三年の二五・八%から、三〇年の二九・五%まで次第に高まってきています。

産業別にみれば、やはりまず卸売小売

**第5表 男女及び年別雇用者数**

| 年別 | 計 | 女子 | 男子 | 雇用者中に占める女子の割合 | 増加率 女子 | 増加率 男子 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 万人 | 万人 | 万人 | % | | |
| 昭和23年 | 1,274 | 329 | 945 | 25.8 | 100 | 100 |
| 〃 24年 | 1,242 | 309 | 933 | 24.9 | 94 | 99 |
| 〃 25年 | 1,260 | 317 | 948 | 25.2 | 96 | 100 |
| 〃 26年 | 1,370 | 372 | 998 | 27.2 | 113 | 106 |
| 〃 27年 | 1,421 | 390 | 1,031 | 27.4 | 119 | 109 |
| 〃 28年 | 1,480 | 408 | 1,072 | 27.6 | 124 | 113 |
| 〃 29年 | 1,518 | 429 | 1,090 | 28.3 | 130 | 115 |
| 〃 30年 | 1,597 | 471 | 1,126 | 29.5 | 143 | 119 |

総理府統計局・労働力調査



**第6表 産業別男女別雇用者数** 昭和30年平均

| 産業別 | 女子 | 男子 | 総数の女子の割合 |
|---|---|---|---|
| | 万人 | 万人 | % |
| 農業 | 471 | 1,126 | 29.5 |
| 林業 | 19 | 34 | 36.5 |
| 水産業 | 2 | 19 | 9.9 |
| 鉱業 | 5 | 43 | 10.2 |
| 建設業 | 19 | 113 | 16.8 |
| 製造業 | 166 | 345 | 32.5 |
| 卸売及び小売業 | 102 | 181 | 36.0 |
| 金融保険不動産業 | 23 | 158 | 12.8 |
| 運輸通信及びその他の公益事業 | 119 | 135 | 46.9 |
| サービス業 | 16 | 99 | 14.0 |
| 公務 | | | |
| 全農林漁業建設製造卸売金融運輸サービス公務業 | | | |

総理府統計局・労働力調査

業および金融保険不動産業やサービス業の増加が大きく、前年の平均に比べて、それぞれ一五万、二一万の増加となっています。製造業も三〇年の下半期になって雇用状勢が好転して年平均六万の増加をみ、製造業中紡織業も前年の減少傾向から増加に転じています。しかしその他の産業では、建設業がやや増加したほかは、鉱業、運輸通信及びその他の公益事業、公務等が、僅かながら前年より減少しています。

女子雇用者中、日雇労務者は五五万で一二%に当ります。前年度の四四万に比べると一一万の増加で、常用雇用者よりも増加率が非常に高くなっています。つまり女子雇用者四二万増のうち、一一万は日雇労務者の増加であったわけです。

### 公共職業安定所を通じた就職状況

まず、一般の常用労働者についてみますと、昭和三〇年一か年間の公共職業安定所を通じた女子の新規求職申込件数は一七四万件、求人数は一〇五万件、就職件数は七九万件で、求職二・二件に対して就職一件という率になっています。男子の求職二・六に対して就職一件よりは女子のほうが幾分就職しやすく、又前年の女子の平均求職二・三件に就職一件と比べてもやゝ好転しています。これを職業別にみますと、製造業関係の職種では僅かながら求人が求職を上廻っていますが、事務や販売関係の職種は相変らず就職難で、求職者は求人数の二・三倍に及んでいます。

日雇労務者の場合をみますと、前年に比べて求人数は増加しましたが、求職者の増加は更にそれを上廻ったため、一月平均の就労実人員は一三万六千人余りで、前年より一万八千人近くふえているにもかゝわらず、就労率は女子七九%、男子八二%と、前年の女子八一%、男子八四%よりも悪くなりました。従って不就労者（アブレ）の数も前年より女子は三割、男子は四割増になっています。職安を通じた女子日雇労務者の就労先は官公事業が八六%をしめ、官公事業の中でも失業対策事業が主になっています。

次に労働力の給源として最も重要な新規学卒者の就職状況について、同じく職安を通じた需給状況をみますと、第七表の通り、前年に比べて男子の求人が好調であったのに対し、中学卒の女子の求人はあまりふるいませんが、就職率は必ずしも悪くなく、前年をかなり上廻っています。中学校卒業者の場合求人が求職よりも多く、高等学校卒業者に比べて就職率が著しくよいのは例年の通りですが、高校卒業者の就職率も年々改善されている傾向がみられます。

**第7表 公共職業安定所を通じた，新規学校卒業者の需給状況**

| | 中学校 新規求職申込件数 | 中学校 新規求人数 | 中学校 就職件数 | 中学校 就職率 | 高等学校 新規求職申込件数 | 高等学校 新規求人数 | 高等学校 就職件数 | 高等学校 就職率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 女 | | | | | | | |
| 昭和29年 | 137,669 | 178,213人 | 111,444 | 81.0% | 34,113 | 19,098人 | 14,993 | 44.0% |
| 昭和30年 | 147,190 | 171,021 | 124,050 | 84.3 | 28,045 | 22,978 | 16,467 | 58.7 |
| | 男 | | | | | | | |
| 昭和29年 | 130,375 | 184,244人 | 98,407 | 75.5% | 34,117 | 25,651人 | 15,332 | 44.9% |
| 昭和30年 | 146,702 | 195,229 | 116,473 | 79.4 | 29,302 | 30,204 | 17,339 | 59.2 |

労働省職業安定局調

### 失業者

最後に失業者のうごきをみますと、就業者が増加した反面、失業者もかなり増加しました。昭和三〇年の女子の完全失業者（就業していない人の中で、求職活動をしている人）は平均二九万人で、前年より五万人増加していますが、第八表にもみられる通り、完全失業者は年々増加し、労働力人口にしめる失業者の割合も、七年前の労働力人口一、〇〇〇人につき完全失業者七人の割合から、三〇年には一、〇〇〇人につき一六人と高まってきています。

**第8表 完全失業者の推移**

| | 完全失業者 女 | 完全失業者 男 | 労働力人口にしめる割合 女 | 労働力人口にしめる割合 男 |
|---|---|---|---|---|
| | 万人 | 万人 | % | % |
| 昭和23年 | 9 | 16 | 0.7 | 0.7 |
| 昭和24年 | 15 | 23 | 1.0 | 1.1 |
| 昭和25年 | 15 | 29 | 1.1 | 1.3 |
| 昭和26年 | 15 | 24 | 1.0 | 1.1 |
| 昭和27年 | 17 | 29 | 1.1 | 1.3 |
| 昭和28年 | 19 | 26 | 1.2 | 1.1 |
| 昭和29年 | 24 | 34 | 1.4 | 1.4 |
| 昭和30年 | 19 | 39 | 1.6 | 1.6 |

総理府統計局・労働力調査

完全失業者としてはつきり現われている人の数は、労働力人口全体からみればそれ程大きなものではありませんが、完全失業者のほかに、現在就業している人の中にも、就業時間が短いとか、収入が少いとか、仕事が不安定だからとかいつた理由で、もつと働きたい人（追加就業

（以下二九ページ下段へ）

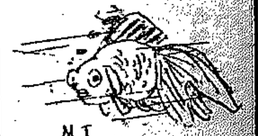

# 飲食店に働く未亡人

## ――未亡人等の雇用に関する調査より――

M.T

戦後のわが国における未亡人等は、その数も著しく増加し、またはげしくうつりかわる社会情勢の中にあつて、女手に子供を抱え、一家の生計を支えるために自活の道をもとめるものが多くなつています。しかも、その困難な母子の生活はしばしば深刻な社会問題として世論にのぼり、これら未亡人等の経済的自立をはかるための綜合的な福祉対策がつよく要望されるに至りました。

婦人少年局では、このような情勢の重要性にかんがみ、かねてから未亡人等の職業対策の問題をとりあげ、婦人少年問題審議会において審議をすすめる一方、これと併行して施策の手がかりとなる基礎資料を得るために、未亡人等の雇用に関する調査を実施しました。

すなわちこれまでには未亡人等の雇用に関する調査として製造業及び非製造業の部について、それぞれ実施しましたが、今回は前の調査において把握できなかつた業種の一部で、しかも未亡人等の職業対策の見地から注目されている分野の一つとみなされる飲食店旅館等に働く未亡人等を対象として、昭和三十年六月、全国調査を行いました。これによつて飲食店旅館等のなかに未亡人等がどのようなかたちで働いているか、つまり、雇用の形態、労働条件、職務内容、雇用の経路、職業及び生活上の問題等、その実情を各面から綜合的に明らかにしようとしたものです。

### 第1表　調査対象事業所業種別、男女別労働者数及び未亡人等数

（1955年6月　婦人少年局調）

| 業種別＼区分 | 事業所数 | 男子労働者数 | 女子労働者数 | 未亡人等数 |
|---|---|---|---|---|
| 総数 | 554 | 17,381 | 10,654 | 2,103 |
| 特一般食堂や店店 | 96 | 3,748 | 2,862 | 546 |
| すし飲食店 | 185 | 5,228 | 3,073 | 555 |
| めん類飲食店 | 12 | 234 | 126 | 28 |
| 喫茶店 | 24 | 261 | 156 | 39 |
| その他の飲食店 | 81 | 2,008 | 1,164 | 122 |
| 旅館ホテル | 53 | 1,343 | 917 | 211 |
| | 103 | 4,559 | 2,356 | 602 |

### 第2表　調査対象事業所の業種別未亡人等雇用の割合

（1955年6月　婦人少年局調）

| 業種別 | 労働者男女数（A） | 女子労働者数（B） B/A | 未亡人等数（C） C/B |
|---|---|---|---|
| | % | % | % |
| 総数 | 100 | 61.3 | 19.7 |
| 特一般食堂や店店 | 100 | 76.4 | 19.1 |
| すし飲食店 | 100 | 58.8 | 18.1 |
| めん類飲食店 | 100 | 53.8 | 22.2 |
| 喫茶店 | 100 | 59.8 | 25.0 |
| その他の飲食店 | 100 | 58.0 | 10.5 |
| 旅館ホテル | 100 | 68.3 | 23.0 |
| | 100 | 51.7 | 25.6 |

## 調査結果の概要

### 一、未亡人等の雇用

#### 〔仕事の種類〕

これら未亡人等はその殆んどが常用労働者で、臨時または日雇労働者はごくわずかでした。

仕事の種類は過半数のものが接待に従事していますが、炊事に二割強、事務にも一割が働いており、わずかが雑役にたずさわつています。

さらに各種仕事の内訳及び内容をみると、接待といつても女中、上女中、女給、社交係、仲居、喫茶係、浴場女中等の呼称があり、仕事の内容も料理運搬、酒肴接待、客室掃除、泊り客の世話、出前もち、食器の後片付け、おしぼり作りなど呼称に応じてそれぞれ担当がきめられています。

事務の大半は経理事務ですが、ほかに女中頭、ホテルのルーム係長、店内監督、炊事婦主任等の管理事務をあずかつているものもわずかながらみられました。

雑役の内容は、清掃、被服ふとん修理、洗濯、アイロンかけ、風呂焚き、使い走り、下足番、子守などとなつています。

旅館の炊事婦をしている四一才の未亡人は「家庭での仕事と殆んど変らないので自分のような年令でも心配なく働くことができる」と述べていますが、永年、家政担当者としての生活になれている未亡人等にとつて、飲食店旅館等での仕事



はその特性を活かすことのできる職業分野の一つであるとも考えられましょう。

#### 〔労働条件〕

**一　賃金**　賃金についてはその給与形態に著しい特色がみられます。

その第一は、賃金の一部を実物で支給する制度で、約九割の事業所が実施していますが、なかでも、めん類飲食店、一般食堂、旅館ホテルに多くみられ、比較的に少いのは特殊飲食店でした。実物給与のうち一番多いのは食事、ついで制服、宿舎、はきもの、その他の順となつています。

第二の特色は、チップ又は歩合制が用いられることで、人過半数の事業所にみられますが、円場合七、五一四円、食事付で六、四七一円となつています。もとよりこの平均給与は事業所の規模の大小、事業所の種類によつてその差は大きく、業種別にみるとチップ依存率の高い旅館ホテル、特殊飲食店は全般的に給与額が高く二万円以上のものもあり、固定給与の多いすしや、その他の飲食店、めん類飲食店は低く五、〇〇〇円未満のものもかなりあります。

なお、食事付でない飲食店旅館の未亡人等の平均給与月額七、五一四円は製造業に働く未亡人等の平均給与月額九、〇四二円（婦人少年局調、一九五四年五月分）に比べるとかなり下廻り、又全産業の女子平均給与月額九、二二五円（労働省毎月勤労統計一九五四年平均）に比べても低いといえます。

### 第3表　業種別、固定給有無別事業所数（%）

（1955年6月　婦人少年局調）

| 業種別＼固定給の有無 | 総数 | 固定給のみ | 固定給と歩合給 | 固定給とチップ | 固定給なし | 無記入 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | % | % | % | % | % | % |
| 総数 | 100.0 | 40.4 | 5.1 | 32.0 | 21.1 | 1.4 |
| 特一般食堂や店店 | 100.0 | 7.3 | 7.3 | 34.3 | 49.0 | 2.1 |
| すし飲食店 | 100.0 | 56.2 | 5.9 | 28.7 | 8.1 | 1.1 |
| めん類飲食店 | 100.0 | 58.3 | — | 16.7 | 25.0 | — |
| 喫茶店 | 100.0 | 75.1 | 8.3 | 8.3 | 8.3 | — |
| その他の飲食店 | 100.0 | 82.8 | 4.9 | 8.6 | 2.5 | 1.2 |
| 旅館ホテル | 100.0 | 35.8 | 3.8 | 34.0 | 24.5 | 1.9 |
| | 100.0 | 1.9 | 1.9 | 60.2 | 34.1 | 1.9 |

注）固定給なしは大部分がチップのみ

### 第4表　規模別、食事無償給与有無別平均現金給与額（未亡人等数）

（1955年6月（5月分）　婦人少年局調）

| 区分＼規模別 | 平均 | 10人未満 | 10人～49人 | 50人～199人 | 200人以上 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 食事無償給与あり | 6,471 | 4,410 | 5,886 | 6,520 | 11,992 |
| 食事無償給与なし | 7,514 | 4,424 | 6,768 | 7,691 | 9,973 |
| その他 | 7,967 | — | — | — | 7,967 |

### 第5表　業種別、食事無償給与有無別平均現金給与額（未亡人等数）

（1955年6月（5月分）　婦人少年局調）

| 業種別＼区分 | 食事無償給与あり | 食事無償給与なし | その他 |
|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 |
| 特一般食堂や店店 | 7,402 | 6,957 | 7,967 |
| すし飲食店 | 6,196 | 9,602 | — |
| めん類飲食店 | 3,182 | 7,016 | — |
| 喫茶店 | 4,411 | 6,995 | — |
| その他の飲食店 | 6,491 | 7,212 | — |
| 旅館ホテル | 3,502 | 5,826 | — |
| | 7,732 | 6,577 | — |

なお、食事付でない飲食店旅館の未亡人等の平均給与月額七、五一四円は製造業に働く未亡人等の平均給与月額九、〇四二円（婦人少年局調、一九五四年五月分）に比べるとかなり下廻り、又全産業の女子平均給与月額九、二二五円（労働省毎月勤労統計一九五四年平均）に比べても低いといえます。

このように飲食店旅館等に働く未亡人等の賃金水準が他より低いことは、飲食店旅館等の全般的賃金水準の低さにつながるものと考えられますが、一方、給与形態の特性としての実物給与や、チップに依存する割合の多いことにもよるものとみられましょう。しかもこのチップ制が未亡人等の収入を不安定なものにしていることが注目されます。

**二　労働時間**　一日の平均労働時間は九時間〇三分で、内訳をみると八時間未満のものが約二割、一一時間以上が三割強となつていて、業種別では旅館ホテルの平均労働時間が一番長く、九時間三九分、すしや、その他の飲食店がこれにつぎ、特殊飲食店は七時間〇九分で一番短くなつています。なお、約半数の事業所は交替制を用いていて、始業時刻は午前一〇時が最も多く、終業時刻は交替制のない事業所では午後一時と一二時が大半を占めており、交替制のある事業所では、早い組は午後九時、遅い組は午後一一時が最も多くみられます。このように

### 第6表　業種別1人1日当り実働時間

（1955年6月　婦人少年局調）

| 業種別 | 1日当り実働時間平均 |
|---|---|
| | 時間　分 |
| 総数 | 8.47 |
| 特一般食堂や店店 | 7.09 |
| すし飲食店 | 9.19 |
| めん類飲食店 | 9.37 |
| 喫茶店 | 8.23 |
| その他の飲食店 | 8.44 |
| 旅館ホテル | 9.35 |
| | 9.39 |

### 第7表　食事無償給与有無別1月当り平均実働日数

（1955年6月　婦人少年局調）

| 業種別＼食事無償給与有無別＼実働日数 | 食事無償給与あり 平均実働日数 | 食事無償給与なし 平均実働日数 | その他 平均実働日数 |
|---|---|---|---|
| | 日 | 日 | 日 |
| 総数 | 27.4 | 26.7 | 27.0 |
| 特一般食堂や店店 | 28.1 | 26.5 | — |
| すし飲食店 | 26.9 | 26.2 | 27.0 |
| めん類飲食店 | 28.5 | 27.6 | — |
| 喫茶店 | 28.8 | 28.9 | — |
| その他の飲食店 | 27.2 | 27.2 | — |
| 旅館ホテル | 27.0 | 26.9 | — |
| | 27.5 | 27.1 | — |

労働時間の長いこと、就業時刻のおそいことは飲食店旅館等の特殊性によるものとはいえ、この点苦情を訴えている未亡人等もみられました。

平均実働日数は食事付の場合で二七・五日、食事付でない場合二六・七日となっています。

**＝休日・休憩＝** 休日のきまっている事業所は約九割で、その大部分が規定をもっていますが、休日がきまっていない事業所で規定上「休日なし」という所もわずかながらみられました。所定休日は一か月二日という例が多く、休憩時間のきまっている事業所は三割弱、とくにきめられていない事業所は六割弱で、或る旅館に働く未亡人は「水商売とはこういうものだと思って全然休みなしで働いている」と答えています。

## 二、未亡人等雇用の特性

### 雇用労働者としての特性

**＝年令＝** 未亡人等の平均年令は三八・一才で、三〇才五〇才の層が多く、比較的年令の高い婦人が多く働いていることがわかります。業種では、めん類飲食店、旅館ホテルが平均年令より高く、特殊飲食店は下廻っていますが、それでも三三・八才となっています。

**＝学歴＝** 教育程度を学歴についてみると、過半数は初等教育終了者で、中等教育終了者が四割弱、高等教育終了者は一割強となっています。これを製造業に働く未亡人等及び、全産業の女子雇用者の学歴に比べると、教育程度は全般的にやや高いことが示されています。

**＝勤続年数＝** 勤続年数は平均二年七か月で、三年未満が大半を占めており、製造業に働く未亡人等の平均六・二年に比べるとかなり低くなりますが、全産業の女子平均勤続年数の三・六年とはほぼ一致しています。

**＝扶養家族＝** 扶養家族数は平均一・一人で被扶養者は殆んどが子供です。製造業における未亡人等の扶養家族数も大体同様ですが、全産業女子の扶養家族の平均〇・三に比べるとはるかに多いといわれます。なお、扶養家族手当を支給する事業所は二割弱にすぎず、女手に家族を扶養している未亡人等の生活の比重の重さがここにもうかがわれます。

**＝特殊技能＝** 技術的、事務的、製造修理、サービス的、その他の特殊技能をもつのは約三割で、製造業における特殊技能をもつ未亡人等の四分に比べると、はるかに上廻っていますが、これは前記の教育程度が比較的高いことと関連して考えられましょう。なお、特殊技能をもっている者で「今の仕事に役立っている」と答えたものは約二割しかいませんでした。

**＝未亡人等の種類＝** これらの未亡人等の内訳は、死別六割弱、離別三割強、夫が病気のもの四分で、死別の時期は満州事変当初から太平洋戦争直後までが半数以上を占めています。

また、未亡人等になった当時の年令は二五才―三五才が最も多く、三五才―四〇才がつぎに多く、いわゆる中年になって働かなければならなくなったことがわかります。この未亡人等になってから現在までの経過年数は平均八年二か月となっていて、現職につくまでにその大半が平均一回―二回転職しています。一般食堂の炊事に働く五五才の未亡人は「夫の死後、バタヤ、子守、日雇の炊事手伝などさまざまな仕事を転々としたので、あまり多くてかぞえきれない」と述べていましたが、子供を抱えた生活の中で苦闘し、遍歴した姿が眼に浮ぶようです。

なお、約半数の未亡人等は結婚前に仕事をもっていたことがあり、結婚後仕事をもっていたものは二割強で、結婚前の仕事の種類は、事務員が最も多く、その他、店員・工員等の雇用労働者、農業・商業の家族従業者、また日雇、内職などさまざまな職業分野にわたっており、なかには教員、看護婦、電話交換手など専門的職業についていたものもみられました。

### 雇用の経路

**＝採用条件＝** 以上のように種々の特性をもっている未亡人等がどのような経路をへて現在の職についたかをみますと、事業所は一般女子を対象として求人し、未亡人等は一般女子の一人として採用されているわけですが、採用条件のある事業所は約八割で、年令についての条件が多く、あとは経験・学歴その他の順最



みうけられます。このほか、三味線・舞踊・ダンス等の素養のあるものを求める事業所もありました。

**＝採用の時期＝** 採用時期は大部分が随時で、学卒期はわずかでした。

**＝募集方法＝** 募集方法は縁故によるものが最も多く、なかでも旅館ホテルとめん類飲食店はその割合が高く、また門前広告と新聞広告によるものが相当多いことがみられ、公共職業安定所及び学校経由は比較的少い。また「現職についた方法」に対する回答もその過半数が縁故によるとなっており、そのうち「夫のもとの雇主の世話」というケースもみられました。そのほか、広告によったものが二割弱、公共職業安定所を経たものはわずかでした。

つぎに「現在の仕事をいつまで続けたいか」の問に対して「ずつと続けたい」と答えたのは四割弱、「子供が働けるようになるまで」が二割、「他の仕事に代りたい」のが二割弱（これは特殊飲食店に最も多かった）、「結婚してやめたい」と答えたものが一割ありました。「ずつと続けたい」との答えのうち約半数近くが本人の手取給与で、他は本人のその他の勤労収入、本人以外（主として子供）の勤労収入及び借金となっており、家計の負担は殆んど未亡人等の肩にかかっているようです。生活保護をうけている割合は二割足らずでした。

**第9表 「仕事をいつまで続けたいか」回答数（%）**

（飲食店旅館等及び製造業について）

（1955年6月 婦人少年局調）

| 業種別＼項目別 | 数 | 仕事をいつまで続けたいか | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | ずつと続けたい | 子供が働けるようになるまで | 他の仕事に代りたい | 結婚してやめたい | その他 | 不明 |
| 総数 | % 100.0 | 15.5 | 35.5 | 20.7 | 10.6 | 16.4 | 1.3 |
| 飲食店旅館 | 100.0 | 4.3 | 67.3 | 21.5 | 1.3 | 4.3 | 1.3 |
| 製造業 | 100.0 | 15.5 | 35.5 | 20.7 | 10.6 | 16.4 | 1.3 |

支出についてみると一か月平均支出総額は一〇、二五五円で、勤務先に支払う食費額は平均一、六四九円、同じく部屋代は平均九四〇円となっています。特に注目されるのは衣料代の平均が、二、六四七円で、収入に対してその割合が大きいことです。業種のうち旅館ホテルと特殊飲食店が衣料代の割合は最も高く、喫茶店、めん類飲食店、一般食堂は平均より低くなっています。また、雇入れの際の前借の有無をみますと、前借している。ものはごく僅かでした。

**＝その他＝** 社会保険の加入状況をみると、その半数以上が何れの保険にも入っていない。健康保険加入者が四割強、失業保険加入者が四割いましたが、未加入のものは加入を強く要望しています。また、事業所における労働組合の有無については一割余りが「組合あり」と答えており、一般食堂、喫茶店、その他の飲食店、旅館ホテルにみられました。

なお、五割以上の未亡人等は「家事処理を負担している」と答えています。

**＝住居＝** 住居についてみると六割が通勤で、四割が住込となっており、いるところにも、未亡人等の職業としてのあいろがみられます。住居の種類は、住込（寄宿舎）、間借、自宅、借家、寄宿舎、公社宅寮、母子寮の順で母子寮はきわめて少い。また住居の室数は一室＝二室

## 三、未亡人等の身上

### 家族構成

未亡人等の身上についてそのあらましをみると、未亡人等が主たる家計の支持者となっている場合が八割強で、親兄弟その他に頼つて生活している未亡人等の割合は少い。

その平均家族数は三・七人で、子供と生計をともにしているものが六割強、いわゆる母子家庭は約五割でした。

子供の年令をみると、小中学の義務教育年令層が五割、足手まといになる学令以前の幼児は比較的少い。これらの子供は大部分が実母、近所のもの、親せきの世話を受けていて、託児所にあずけられているものはきわめて僅かです。

なお、五割以上の未亡人等は「家事処理を負担している」と答えています。

**＝住居＝** 住居についてみると六割が通勤で、四割が住込となっており、いるところにも、未亡人等の職業としてのあいろがみられます。住居の種類は、住込（寄宿舎）、間借、自宅、借家、寄宿舎、公社宅寮、母子寮の順で母子寮はきわめて少い。また住居の室数は一室＝二室

**第8表 業種別、一般女子の募集方法別事業所数（%）**

（1955年6月 婦人少年局調）

| 業種別＼募集方法 | 総数 | 学校 | 職安 | 広告 | 新聞 | 当所の労組の斡旋者の紹介 | 縁故 | その他 | 不明 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | % 100.0 | 3.5 | 18.1 | 15.3 | 15.0 | 9.1 | 35.2 | 3.5 | 0.3 |
| 数店堂や店店店ル | 100.0 | 一 | 7.6 | 18.9 | 14.8 | 13.3 | 36.7 | 8.2 | 0.5 |
| 食食食食食食 | 100.0 | 5.2 | 22.6 | 13.3 | 13.6 | 9.3 | 34.1 | 1.6 | 0.3 |
| 飲飲テ | 100.0 | 一 | 22.7 | 27.3 | 9.1 | 4.5 | 31.9 | 4.5 | 一 |
| 飲し類茶のホ | 100.0 | 一 | 12.8 | 23.1 | 12.8 | 10.3 | 41.0 | 一 | 1.1 |
| 殊般ん他館 | 100.0 | 6.5 | 22.2 | 17.6 | 20.3 | 5.9 | 26.1 | 1.4 | 一 |
| 総特一すめ喫そ旅 | 100.0 | 2.3 | 12.8 | 19.8 | 19.8 | 7.0 | 34.9 | 2.3 | 一 |
| | 100.0 | 3.2 | 19.7 | 8.5 | 12.8 | 8.0 | 42.5 | 5.3 | 一 |

見と要望の声をそのままにお伝えします。

雇用者の意見として未亡人等を雇用する利点としては、

○自主的に働き、責任感がつよい。
○おしゃべりが多い。
○家庭人としての経験があるから接客態度にそつがなく細い点に注意がとどく。
○勤続年数が長く定着性がある。
○生計の支柱であるため仕事に熱心で、辛抱づよい。

その他、不利な点としては、

○家事の都合による欠勤、遅刻、早退が多い。
○打算的である。
○仕事に対し不満が多い。
○おしゃべりが多い。
○他の人との協力性に欠ける。
○性格に明るさが欠けている等。

未亡人等の要望としては、

○労働時間が長いから、もつと給料を出してほしい。
○チップ制は収入が不安定であるから固定給にしてほしい。
○勤続年数が長くても全然昇給しない。
○勤務時間が長いため深夜の帰宅になるので困る。
○有給休暇がほしい。
○衣裳代に追われて借金が出来て困る。
○健康保険、失業保険に加入出来るようにしてほしい。

その他職場施設、子供についての要望、国家、公共団体、社会一般に対しての要望等が述べられています。

# 女子労働者の保護規定について(5)

五、出産に関する保護について

女子労働者が出産する場合は、母体の保護及び生れてくる子供の健康のためにその就業を制限する必要があります。更に就業しない期間については生活費を保障しなければ効果があがりません。

そのために労働基準法では産前産後の女子労働者について就業を制限し、健康保険法では被保険者について出産手当金を定めるなど種種の保護措置が講ぜられています。以下それらの保護規定について、簡単に述べましょう。

## 産前産後の就業制限について

### 1. 保護規定の沿革

女子労働者の産前産後の就業を制限することは、わが国においても、又ヨーロッパ諸国においても古くから行われています。

母体は出産の前後、平常よりエネルギー消費量が著しく多いのですから、その上過激な労働又は長時間の作業をすれば、特に重量物の取扱又は立作業をすれば、妊娠中ならば往々流産、早産を誘発し、又は胎児の発育を害し、殊に妊娠末期には災害をひき起し易く、又、産後に十分休養をとらないで労働すると、種種の身体上の故障をおこす虞があります。従つて出産前から産後にかけて十分な休養と栄養が必要であることは、医学的にも明らかであり、経験上からも実証されているので、各国で保護措置を講じています。

わが国では明治三八年(一九〇五年)に制定された鉱業法、明治四四年(一九一一年)に制定された工場法の規則で、産前四週間については休業できる権利を与え、産後四週間については絶対的に就業を禁止し、産後四週～六週までは本人の希望と医師の認定によつて就業することを許していました。

外国における保護規定の沿革例を見ますと、英国では一八七三年以来女子労働者の産後の就業禁止の必要が主張されていましたが、下院の強い反対を押し切つて、一八九一年の工場法で出産後四週間の就業禁止が定められました。

フランスでは妊産婦の保護問題が生じたのは前世紀の末頃からで、婦人の保護を廃くして出生を保護することが労働力を維持するための国家政策としても取り上げられ、一九〇三年に婦人の出産後四週間の強制休暇制実施が提案されましたが、保守的な上院の賛成を得たにもかかわらず実現せず、一九一三年に至つて漸く実現しました。

ドイツでは一八九〇年にウイルヘルム第二世が大臣フォン・ベルレプシュに与えた教書の中に含まれていた社会政策的綱領から生じた帝国営業法補則に、始めて産婦保護の定めがなされ、分娩の前後を通算して八週間、婦人労働者の就業を禁止し、分娩後六週間以上経過したという証明がなければ労働させることができない規定が設けられました。

### 2. 労働基準法の定め

昭和二二年に制定された労働基準法では産前産後各六週間の就業制限をしています。産前は妊婦の請求を条件とする選択的就業制限であり、産後は五週間就業を禁止し、その後の一週間は産婦の請求と医師の認定を条件とする選択的就業制限です。更に、妊婦が請求した場合には軽易業務に転換させなければならない旨が定められています。

### 3. 労働基準法解釈上の要点

産前産後の就業制限の定めについては、次のように解釈されています。

(1) 出産の範囲は妊娠四か月以上(即ち八十五日以上)として取扱われ、生産死産を問わず、早産、流産及び人工妊娠中絶も妊娠四か月以上ならば保護されます。

(2) 産前産後の休業中の賃金については労働基準法は触れていませんので、労使当事者間の自由な取極めに委ねていますが、健康保険法により出産手当金の払われることは周知のとおりです。

(3) 出産当日は産前六週間に含めて計算します。

### 4. 罰則

使用者は産前産後の就業制限の定めに反して就業させ、妊婦が請求したにもかかわらず軽易業務へ転換させないと、六か月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処されます。

### 5. 労働基準法の施行状況

産前産後の就業制限と軽易業務転換について定めている法第六十五条の違反件数は次表のとおりです。

労働基準法第65条の違反件数調

| 年次 | 件数 |
|---|---|
| 昭和23年(2月～12月) | 49 |
| 24年(2月～12月) | 84 |
| 25年 | 85 |
| 26年 | 31 |
| 27年 | 29 |
| 28年 | 28 |
| 29年 | 19 |
| 30年 | 15 |

注 労働基準局調

違反の内容は使用者が法を知らなかつたもの、労働者が任意に就労したもの、



流産又は早産(死産)のため、産後の法定期間休業させなかつたものなどです。

### 6. 違反の具体的事例

女子労働者を法の定めに反して就業させた事例を次に掲げます。

[例一] ある石場の使用者は、出産した女子労働者に対し、五日休業させただけでしたので違反に問われました。これは女子労働者が低賃金のため自発的に就労したもののようでした。

[例二] ある印刷会社の使用者は出産した女子労働者に対し、産後二十三日目に就業させて違反に問われています。

### 7. 諸外国の立法例

産前産後の就業制限について諸外国ではどのような保護規定を設けているかを見ますと次のとおりです。

[アメリカ] 産前産後の就業制限はニューヨーク州、ミズリー州などの六州と、ペルトリコで行われており、その制限期間は産前二～四週、産後三～六週です。

[英国] 工場及び公衆衛生法で使用者は事情を知りながら、産後四週間を経過しない婦人を使用したときは罰金に処される定めになつています。

[フランス] 労働法典の中で工業又は商業の事業所では女子労働者を産前産後を通じて八週間は労働させることができず、分娩後六週間以内の産婦を労働させてはならないと定められています。

[西ドイツ] 母性保護法で産前六週間以内の就業が禁止されます。但し家事補助婦及び通い女中は産前四週間以内に限つて就業が禁止されます。しかし女子労働者が自発的に就業することは認めます。

産後は六週間を経過するまで就業させてはならないと定めています。哺育中の母の場合は八週間、早産後哺育している母の場合は十二週間を経過するまで就業させてはならず、これ等の期間が過ぎても医師が労働能力がないと証明すれば就業させることはできない定めです。

[カナダ] 州によつて保護規定のある所と、ない所がありますが、例えば英領コロンビヤでは産前産後各六週間の就業制限をしており、産前は任意の休養であり産後は使用禁止となつています。

[スウェーデン] 労働者保護法で産前産後各六週間の就業制限をしています。産前は開業医又は助産婦の証明を条件としており、産後は建築、鉱山労働、林業、乗客輸送、カフェーなどの指定業務に就業することを禁止しています。

[ソ連邦] 労働法典では、一九四四年の改正で出産休暇は産前三十五日、産後四十二日となり、異常出産、双生児の場合は産後休暇は五十六日に延長されました。

出産休暇は同一職場に連続三か月以上勤務した妊婦だけに与えられます。又妊婦で必要ある場合は軽作業に移され、妊娠第五か月目以降は、本人の承諾がなければ作業場所を変えることはできない定めです。

[中国] 中華人民共和国労働保険条例では、その適用範囲は当分の間、雇用労働者、職員の数が一〇〇人を超える特定の企業及び公益事業ですが、出産待遇について、婦人の労働者及び職員が出産する場合、産前、産後に五十六日の有給休暇を与えると定められ、更に妊娠七か月に満たない者には三十日、双生児、難産の場合には七十日の有給休暇が与えられ、産後休暇が満ちても、医師が労働不能と証明すれば尚賃金その他の面で保護される定めです。

右の条例の外、労働者階級の広汎な唯一の組織体である中華全国総工会の制定した「労資関係に関する暫定処理規則」及び諸種の団体協約に産前産後の保護の定めが見受けられます。

### 8. 国際労働条約及び勧告

国際労働条約としては一九一九年に「産前産後に於ける婦人使用に関する条約」が採択されています。その内容は産前産後については産前六週間女子労働者に休業する権利を与え、産後六週間は使用を禁止するものです。この条約は十八か国が批准しています。

その後右の条約改正が行われ、その名称も「母性保護に関する条約」と改められ、一九五二年に採択されました。内容は適用の対象を拡げ、産前産後については出産休暇の期間は少くとも十二週間とし、産後の強制的休暇の期間は六週間未満であつてはならないとし、妊娠又は分娩に起因する疾病については産前産後の休暇をますことを定めています。この条約は三か国が批准しています。

右の二条約共にわが国は批准していません。

勧告としては二つあります。一つは「産前産後に於ける農業婦人賃金労働の保護に関する勧告」で一九二一年に採択されています。その内容は農業婦人賃金労働者に対し商工業に使用される婦人と同様な産前産後の保護を与える措置をとることを勧告したものです。他の一つは「母性保護に関する勧告」で一九五二年に採択されています。その内容は出産休暇については十四週間にすべきことを勧告しています。

(二十三頁より続く)

(つづく)

希望者)や仕事をかわりたい人(転職希望者)があり、その相当部分は潜在失業的な性格をもつていると考えられます。

三〇年の追加就業希望者は女子四四万、男子七一万で、それぞれ前年より、一一万、一四万の増加になつています。女子の場合その七割は一週三四時間以下の短時間就業者です。転職希望者は昭和三〇年一〇月の調査で、女子八九万男子一三三万で、女子の場合四三%が「収入が少い」「一時的不安定な仕事だから」の理由で転職を希望しています。

## ▽六月の婦人界のうごき

**一日**　主婦連合会（会長奥むめお氏）では、牛乳メーカー大手八社が、原料乳価値上りを理由に市販牛乳一合当り一円の値上げを行ったのに対し、東京都世田谷区内奥沢神社境内で、「牛乳値上げ反対」の大会並びにデモ行進を行った。

なお、この値上げは独禁法違反であるとして、公正取引委員会に審議するよう申入れることになった。

**二日**　パリ留学中のピアニスト賀集裕子さん（二二）は、ベルギーのブラッセルで開かれた「エリザベス女王国際音楽コンクール」で第十位に入賞した。世界有数のピアニストとして、その演奏技術が賞讃されている。

**三日**　十二日から五日間香港で開かれる「アジア映画祭」に出席するため、評論家坂西志保氏が羽田発の日航機で出発した。

**五日**　東南アジア諸国の文化や教育制度の視察と観光をかねて、インドのアーウイン女子大生一行（十七人）が来日したのを機会に、お茶の水、東京、日本の各女子大英会話クラブでは、在日インド人会の後援をえて、「インド女子大生歌と踊りのタベ」をお茶の水女子大講堂で催した。インド各地の民族舞踊や歌、結婚式、服装などが披露され、約二千人が観覧した。

**八日**　フランスの玄流画家マリー・ローランサン女史が心臓マヒのため死去した。七十歳。油絵、水彩画、石版画、エッチング、舞台装飾など海外に名声を博し、傑作に「サーカス」「プリンセス」「人魚」「二人の女」などがある。

**九日**　私立東京女子体育短期大学学長に田延子氏の記念碑除幕式が、池上本門寺境内の幸田家墓地で行われた。これは十周忌を記念して、門下生一同が贈ったものである。

**九日**　ソ連対外文化協議会の招きにより、評論家清水慶子氏ら十名が文化使節として羽田を出発した。一ヵ月の予定でソ連各地を視察する。

**九日**　イタリア総同盟の招待で、イタリヤの婦人労働問題を視察するため、労組婦人代表日教組山本あやさんら十二名が羽田を出発した。一行中の〝ニコヨンのおばさん〟高静子さん（三七）＝全日本自由労組大阪支部婦人部長＝は、全国の日雇婦人からのカンパによって渡航したものである。

**九日**　日本キリスト教婦人矯風会副会頭久布白落実氏は、ドイツで開かれる「第二十回キリスト教婦人矯風会万国大会」に出席するため、SAS機で羽田を出発した。

**十三日**　ツユのシーズンをむかえ、ハネをあげる自動車を追放しようと、都内文京区婦人団体連絡協議会では商店街連合会にも呼びかけ、道路交通取締法施行令第十七条第十号（でい土、汚水等を飛散させて他の交通に妨害を及ぼす恐れのあるときは免許をしないように車馬を操縦すること）と、罰則は三千円以下の罰金又は科料（二十三日　参議院選挙の立候補届出が締切られたが、婦人候補者は、全国区十名、地方区七名である。

**二十九日**　全国地域婦人団体連絡協議会（会長山高しげり氏）では、映画「処刑の部屋」について、未成年者の入場禁止を日本興行組合連合会に申入れるとともに、この種映画の製作を絶滅するため映画倫理規程管理委員会に内部機構の改革申入れの要望書をおくった。

なお、学生映画連盟と協力して都内盛り場の映画館で、学生層を対象にアンケート調査を行った。

**★上野駅に「家出人出張相談所」**

東京上野駅では警視庁少年課と協力して、八月十五日から二十一日まで、上野駅警備派出所前に、全国初めての「家出人出張相談所」を設け、警視庁少年課員六人、少年係二人、外勤六人計十四人を毎日ここに派出して家出少年の保護と身上相談に応じた。（八・一五・東京新聞）

## 二ごらんになりましたか二

婦人労働統計資料No.13

婦人労働統計資料Ⅰ―一九五三年分―

婦人労働調査資料第24号

未亡人等の雇用に関する調査

―飲食店旅館等の部―

婦人労働資料第50号

労働組合のなかの婦人Ⅰ―一九五五年―



## 戦後における婦人問題文献目録（5）（＊印は単行本）

| （1）書名 | 著者 | 発行所 | 巻号 | 発行年 |
|---|---|---|---|---|
| （Ⅲ．婦人と政治　つづき） | | | | |
| 4．婦人議員 | | | | |
| 第五国会に拾う ―女性に最も関係の深い法案は何か、注目すべき問題として何があつたか― | 女性改造 | (4—7) | | 49 |
| 白亜の鎧 ―共産党三婦人代議士― | 田島ひで，辻田アサノ，柄沢とし子（鼎談） | 人民戦線 (5—33) | | 〃 |
| 婦人代議士と議会運動の想い出 | 市川房枝 | 婦人展望 (3—2) | | 51 |
| 戦後六年間の婦人議員の反省 | 堤ツルヨ，他 | 婦人公論 (6月号) | | 52 |
| 一市会議員のレポートより | 宮本せつ子， | 〃 (10月号) | | 〃 |
| 婦人議員の反省 | 紅露みつ，他 | 婦人朝日 (7—11) | | 〃 |
| 当選婦人代議士に望む | 斎藤モエ，他（座談会） | 〃 (〃) | | 〃 |
| 国会及び地方議会における婦人議員 | 労働省婦人少年局（婦人・一般資料 14） | | | 〃 |
| 婦人代議士の行動記 | 山川菊，政治公論 | (6) | | 54 |
| 5．選挙 | | | | |
| 米国婦人と選挙 | 福井文雄，婦人公論 | (11月号) | | 48 |
| 女性と政治 ―総選挙にさいして婦人に訴う― | 野坂竜，人民戦線 | (3—12) | | 〃 |
| ＊婦人と選挙 ―2403万の女性の力― | 全日本社会教育連合会編 | 大蔵省印刷局 | | 52 |
| 生かせ婦人の一票 | 坂西志保，他，婦人公論 | (10月号) | | 〃 |
| 十月選挙と婦人の一票 | 市川房枝，村岡花子（対談） | 婦人朝日 (7—10) | | 〃 |
| 公明選挙運動と婦人の立場 | 市川房枝，同盟時報 | (117) | | 〃 |
| 生活を守る婦人の一票 | 村岡花子 | 〃 (〃) | | 〃 |
| 婦人の立場からみた総選挙批判 | 丸岡秀子 | 〃 (118) | | 〃 |
| ＊嫁えらび ―公明選挙のために― | 藤牧幸造，長野県農村文化協会（長野） | | | 53 |
| Ⅳ．婦人と法律 | | | | |
| 1．人権に関するもの | | | | |
| 米国における人権擁護運動の実状 ―そのわが国への示唆― | 渡辺道子，法務研究報告書第39集第6 | | | 51 |
| 基本的人権について | 労働省婦人少年局（婦人・一般資料 13） | | | 52 |
| 憲法の破壊 | 川島武宜，改造 | (35—7) | | 54 |
| 2．家族に関する法律，その他 | | | | |
| 新親族法講義ノート(2) 1．婚姻の効力 2．親子 3．養子 | 谷口知平，民商法雑誌 | (23—2) | | 48 |
| ＊社会生活と家族法 ―家族の制度と奴隷の制度― | 戒能通孝，朝倉書店 | | | 〃 |
| 改正民法と家事審判法 | 末川博，私法 | (1) | | 49 |
| 親族的身分の変質(1)(2．完) ―民法改正のねらうもの― | 〃 | 季刊法律学 (6) | (7) | 〃 |
| 民法施行一年を顧みて ―家庭裁判所に寄く― | 千種達夫，他（座談会） | 法律新報 (753) | | 〃 |
| 東洋的社会における法の意識と家族の意識 | 戒能通孝，法律時報 | (21—3) | | 〃 |
| 親権の妥協的性格と親権者 | 谷口知平，法律文化 | (4—3・4) | | 〃 |
| 日本家族法史への出発 | 熊谷開作 | 〃 (〃) | | 〃 |
| ＊改正親族・相続法解説 | 我妻栄，日本評論社 | | | 〃 |
| ＊民法（法学普及講座） | 〃 | 勁草書房 | | 〃 |
| ＊わたくしたちの親続法・相続法 | 穂積重遠，法律のひろば社 | | | 50 |
| 家族生活の実態と家族法 ―内田智雄著『中国農村の家族と信仰』― | 金山正信，同志社大学 | (3) | | 〃 |
| ＊新らしい民法 ―家庭生活の指針― | 林信雄，評論社 | | | 〃 |
| 改正民法と子の監護 | 青山道夫，法政研究 | (17—1—4) | | 〃 |

| （2）書名 | 著者 | 発行所 | 巻号 | 発行年 |
|---|---|---|---|---|
| ＊親族法概論 | 梁瀬寺志光，法政大学出版局 | | | 50 |
| ＊親族法の特殊研究 | 外岡茂十郎，敬文堂 | | | 〃 |
| ＊親族法（法律学全書） | 〃 | 評論社 | | 〃 |
| 改正民法と親権者 ―特に子と氏との関連について― | 〃 | 早稲田法学 (25—3，4) | | 〃 |
| 改正民法の下における親権者と保佐人について | 青谷和夫，生命保険経営 | (18—6) | | 〃 |
| 「孝道」の社会的構造と近代法の運命 ―「親孝行」法律化是非論争― | 川島武宜，中央公論 | (65—9) | | 〃 |
| ＊親族法 | 抽木馨，有斐閣 | | | 〃 |
| 米国の相続制度（司法研究報告書第3輯第3号） | 原田修，最高裁判所司法研修所 | | | 〃 |
| ＊親子―近代家族法の基礎理論― | 於保不二雄，日本評論社編（法律学体系第 81） | | | 〃 |
| 改正民法における氏について ―家族と氏― | 山崎邦彦，エコノミスト | (3—1) | | 51 |
| 家族法の盲点 | 〃 | 法律時報 (23—1) | | 〃 |
| 民法改正と輿論 | 宮崎孝治郎，〃 | (〃) | | 〃 |
| 日本の民法改正 ―その家族に関する条項に就て― | クルト・スタイナー，自由と正義 | (2—1) | | 〃 |
| 親子法における親権と扶養の構造 ―わが現行法を中心とする一考察― | 沼正也，法学新報 | (58—2) | | 〃 |
| 親族相互扶助義務より協力義務への志向 ―牧野博士「家族協同体の解散と統合」について― | 薗師寺志光，法学志林 | (42—2) | | 〃 |
| ＊イギリス家族法の基本原理 | 内田力蔵，日本評論社編（法律学体系（第 82） | | | 〃 |
| ＊明治家族法史 | 高橋真三，〃 | （第 83） | | 〃 |
| 家族法の基本理念 ―(1)，(2)― | 大島長和，法政研究 | (18—2，3) | | 〃 |
| 裁判所が親族会招集の日時を誤つて告知した場合において親族会員の一人が日時を定めて招集した親族会の決議の効力 | 福島四郎，民商法雑誌 | (26—3) | | 〃 |
| 法定相続における自由処分の限界 | 谷田貝三郎，商大論集 | (4) | | 〃 |
| 相続放棄契約について | 永田菊四郎，日本法学 | (16—6) | | 〃 |
| 養子制度の新動向 ―家族生活と法律― | 青山道夫，法律のひろば | (4—9) | | 〃 |
| ＊改正民法余話 ―新しい家の倫理― | 我妻栄，学風書院 | | | 〃 |
| 諏訪地方の末子相続 | 矢崎源蔵，信濃 | (4—1) | | 52 |
| 氏と親権 (2版) | 中村哲一，大同学院（大阪） | | | 〃 |
| ＊註釈親族法(上) (4版) | 中川善之助，有斐閣 | | | 〃 |
| ＊〃 (下) (註釈民法全書) | 〃 | 〃 | | 〃 |
| 親族相互扶助義務より協力義務への志向 (完) ―牧野博士「家族協同体の解散と統合」について― | 薗師寺志光，法学志林 | (49—3) | | 〃 |
| 沙流アイヌの親族組織 | 杉浦健一，民族学研究 | (16—3，4) | | 〃 |
| 家族法の民主化とその逆行的傾向 ―「家」の問題を中心として― (1)，(2) | 西村信雄，立命館法学 | (1)，(2) | | 〃 |
| ＊家族法要論（一般法学）(2版) | 武藤和夫，アサギ書房 | (昨) | | 〃 |
| 法典論争の一考察 ―家制論と外見的立憲主義― | 石井金一郎，「広島女子短期大学」研究紀要 | (2) | | 〃 |
| ＊民法・親族法（弘文堂法律学講座） | 有泉亨，弘文堂 | | | 〃 |
| 改正民法と近代家族の形成 | 青山道夫，法学新報 | (59—7) | | 〃 |
| 家族法の盲点といわれるもの ―民法と家の問題をどう見るべきか― | 大王学人，国体文化 | (357) | | 〃 |
| 家族法の課題 | 明井孝一，法律時報 | (24—10) | | 〃 |
| 新民法精神の萌芽 ―明治9年の相続法改正問題― | 家永三郎，史学雑誌 | (61—10) | | 〃 |

## 女子の就業者数と完全失業者数　(1956 年 2 月)

| 産業別 | 女子 | 男子 | 男女計中に占める女子割合 | 女子雇用者の産業別構成率 | 女子の前年同月との比較 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 万人 | 万人 | % | % | 万人 |
| 総数 | 1,503 | 2,380 | 38.7 | | + 23 |
| 就業者 | | | | | |
| 自営業者 | 241 | 810 | 22.9 | | + 10 |
| 家族従業者 | 770 | 372 | 67.4 | | − 38 |
| 雇用者 | 492 | 1,197 | 29.1 | 100.0 | + 53 |
| 農林業 | 16 | 48 | 25.0 | 3.3 | + 8 |
| 漁業及び水産養殖業 | 3* | 16 | 15.8 | 0.6 | + 1 |
| 鉱業 | 5* | 35 | 12.8 | 1.0 | − 1 |
| 建設業 | 22 | 118 | 15.7 | 4.5 | + 2 |
| 製造業 | 189 | 388 | 32.8 | 38.4 | + 18 |
| 卸売，小売，金融，保険，不動産業 | 96 | 175 | 35.4 | 19.5 | + 8 |
| 運輸，通信その他の公益事業 | 22 | 173 | 11.3 | 4.5 | + 1 |
| サービス業 | 126 | 154 | 45.0 | 25.6 | + 19 |
| 公務 | 16 | 90 | 15.1 | 3.3 | ± 0 |
| 完全失業者 | 31 | 44 | 41.3 | | + 4 |

〔註〕1)　* 印の数字は特に誤差率が大きいから注意して使用のこと。
2)　統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計乗数を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。　—総理府統計局労働力調査—

## 一人一か月平均現金給与総額
(1956 年 2 月)

| 産業別 | 女子 | 男子 | 男子に対する女子の比較 |
|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | % |
| 総数 | 8,700 | 19,740 | 44.1 |
| 鉱業 | 7,675 | 17,971 | 42.7 |
| 製造業 | 7,810 | 19,450 | 40.2 |
| 卸売及び小売業 | 8,863 | 18,923 | 46.8 |
| 金融及び保険業 | 12,029 | 24,123 | 49.9 |
| 不動産業 | 9,628 | 22,353 | 43.1 |
| 運輸通信及びその他の公益事業 | 11,978 | 20,286 | 59.0 |
| 建設業 | 6,765 | 14,612 | 46.3 |

—労働省労働統計調査部調—

## 婦人少年局ニュース

### ○婦人少年室婦人問題相談員の発令

六月一日付で四十六名の婦人少年室相談員が次のように発令された。

| 室別 | 氏名 | 職業その他 |
|---|---|---|
| 北海道 | 小端千恵子 | 日本婦人有権者同盟支部長 |
| 青森 | 淀川　てい | 県母子福祉会事務局長 |
| 岩手 | 佐藤　恵子 | 盛岡市立法律学院専任講師 |
| 宮城 | 佐藤みさよ | 司法保護司 |
| 秋田 | 添野　千代 | ナシ |
| 山形 | 高津　輝子 | 元山形職員室補佐 |
| 福島 | 佐藤　タマ | 福島県特殊事務処理保護司 |
| 栃木 | 佐藤　華子 | ナシ |
| 千葉 | 高谷かず江 | ナシ |
| 埼玉 | 倉岡マツエ | 東京逓信電気会社工場職員 |
| 東京 | 竹内　孝子 | ナシ |
| 神奈川 | 滝沢　幸子 | ナシ |
| 新潟 | 川瀬　豊子 | ナシ |
| 富山 | 岡田美津恵 | ナシ（元教員） |
| 石川 | 浅野　幾代 | ナシ（元教員） |
| 福井 | 森山小とめ | 毎日新聞東京本社学芸部婦人欄モニター |
| 山梨 | 吉屋利津子 | ナシ |
| 長野 | 松浦　秀子 | ナシ |
| 岐阜 | 田中南海子 | 元静岡県警通訳 |
| 静岡 | 石上　志づ | 県立津女高校講師 |
| 三重 | 今村　房 | 婦人会副会長 |
| 滋賀 | 小谷　好子 | 全国PTA協議会副会長 |
| 大阪 | 金森　アキ | ナシ |
| 兵庫 | 妹尾美智子 | ナシ |
| 奈良 | 福岡除寧子 | 奈良家庭家事調停委員 |
| 和歌山 | 能勢　弥生 | ナシ |
| 鳥取 | 松山　あい | 日本キリスト教婦人矯風会松江支部長 |
| 島根 | 山下みさ子 | 民生委員 |
| 岡山 | 杉田　幸子 | ナシ（元教員） |
| 広島 | 大関　花子 | ナシ（元県職員，元教員） |
| 山口 | 岩井かつゑ | ナシ |
| 徳島 | 大野智嘉子 | 家庭裁判所調停委員 |
| 香川 | 田上　和子 | 高知大観女具株式会社勤務 |
| 愛媛 | 渡辺　明子 | ナシ（元教員） |
| 高知 | 馬原　房子 | ナシ |
| 福岡 | 木下　遼子 | 翻訳教師 |
| 佐賀 | 村上　チズ | ナシ |
| 長崎 | 小野本ウメ | 元婦人会連絡協議会副会長 |
| 熊本 | 山口須賀代 | 大分私立平松高校講師 |
| 大分 | 春野カツ子 | ナシ |
| 宮崎 | 豊崎　春野 | 元婦人少年室協助員 |
| 鹿児島 | 浅見　トミ | ナシ |
| 茨城 | 富田　雛子 | ナシ |
| 群馬 | 上田　光枝 | ナシ |
| 愛知 | 古田　菊江 | ナシ |
| 京都 | 国司キクヨ | ナシ |


昭和三十一年八月一日　印刷
昭和三十一年八月五日　発行

**婦人と年少者**　第四巻　第八号

定価　五十円　〒四円

編集人　久米愛子
発行人　平林たい子
東京都新宿区山吹町三〇五（日本職業指導協会内）
印刷人　石井完一
東京都千代田区神田一ノ一
発行所　婦人と年少者
電話九段(33)　九五九七　九五九八
振替口座東京一〇七九一四




| (1) 書名 | 著者 | 発行所 | 危号 | 発行年 |
|---|---|---|---|---|
| *親族法 | 谷田貝三郎, | シネルヴァ書房(京都) | 53 | 〃 |
| 遺産分割の法理 —共同相続財産の清算手続として— | 〃 | 同志社法学 | (120) | 〃 |
| 鎌倉時代における女性の財産について | 福尾猛市郎, | 山口大学文学会誌 | (4—1) | 〃 |
| 家島に於ける相続に関する実態調査 | 関西学院大学法律研究部, | 法と政治 | (4—1) | 〃 |
| 律令の婦人財産権 | 川上多助, | 東京女子大論集 | (3—2) | 〃 |
| 扶養事件と生活扶助 | 林　幸次, | 家庭裁判月報 | (5—2) | 〃 |
| 財産分与制度の法理と実態 | 堀　忠孝, | 福岡学芸大学紀要 | (2) | 〃 |
| 認知の取消について | 菊池　博, | 判例タイムズ | (4—3) | 〃 |
| 社会主義社会と家族法 —ソヴィエット家族法の基本問題— | 田中吉備彦, | 法学志林 | (50—3・5) | 〃 |
| *法廷から見た結婚と家族法 —女性新書 32)— | 千種達夫著, | 全日本社会教育連合会編，大蔵省印刷局 | | 〃 |
| ソヴィエト法における家族扶養義務とその履行の問題 | 福島正夫, | 法律時報 | (5—5) | 〃 |
| *親族法 | 谷口知平, | 評論社 | | 〃 |
| 虚偽の嫡出子出生届と親子関係不在確認の訴 | 〃 | 民商法雑誌 | (28—2) | 〃 |
| *民法教室 —親族編・相続編— | 片山義雄著 | 法令普及会編，大蔵省印刷局 | | 〃 |
| 家族法の民主化とその逆行的傾向 — 3 — | 西村信雄, | 立命館法学 | (3) | 〃 |
| 家族法は変改されたか | 高梨公之, | 法律時報 | (25—7) | 〃 |
| 戦争に起因した家族法の諸問題 | 西塚静子, | 法律のひろば | (6—8) | 〃 |
| 母子関係の成立 (1,2) —生理上の母と法律上の母— | 我妻　栄, | ジュリスト | (41, 42) | 〃 |
| 親権を行う父母について | 飯島　要, | 東京学芸大学研究報告（第3部） | (4) | 〃 |
| 生存配偶者の相続権の一考察 — 1 — | 小林三衛, | 法学 | (17—4) | 〃 |
| *新しい相続制度と相続税，贈与税 | 谷野英雄, | 布井書房（大阪） | | 〃 |
| *相続税法の解説 | 桜井四郎, | 中央経済社 | | 〃 |
| 農業家族における均分相続の問題について —その実態分析— | 神谷　力, | 法社会学 | (3) | 〃 |
| 大きく変つた扶養の義務 — 1.2 — | 川村琴子, | 家庭科教育 | (27—10.11) | 〃 |
| 英国家族相続産制度の沿革とその社会的経済的背景 — 2 — | 宮崎孝治郎, | 法学会論集 | (2) | 〃 |
| 趣徴の民法(11～57) (58, 59 完) | 片山義雄, | 時の法令 | (84—106) | 〃 |
| | 〃 | 〃 | (108, 190) | 〃 |
| 中国家族法補考 —仁井田陞博士「宗代の家産法における女子の地位」を読みて— | 滋賀秀三, | 国家学会雑誌 | (67—56) | 〃 |
| 親族的扶養の性格 — 1 — | 阿部浩二, | 法学 | (18—1) | 〃 |
| 全体としての扶養秩序における私的扶養の地位 | 沼　正也, | 法学新報 | (61—2) | 〃 |
| 家と相続分の譲渡ならびに祭祀承継 | 末川　博, | 民商法雑誌 | (29—3) | 〃 |
| 末子相続考 | 竹田　亘, | 日本民族学 | (3) | 〃 |
| 国際私法における扶養義務の問題 | 川上太郎, | 神戸法学雑誌 | (3—3) | 〃 |
| 英法における扶養義務について | 山本英子, | 法学論叢 | (59—5) | 〃 |
| 英法上の扶養命令とその強制について | 〃 | 比較法研究 | (8) | 〃 |
| ソヴエト家族法の発展と特質 —R. Schlesinger の The Family in the U.S.S.R. に因んで— | 小森哲郎, | 東京外国語大学論集 | (3) | 〃 |
| ドイツ親族法の改正 | 椿　寿夫, | 法学論叢 | (59—5) | 〃 |

| (2) 書名 | 著者 | 発行所 | 危号 | 発行年 |
|---|---|---|---|---|
| 配偶者の相続権とその相続法上の地位 | 安部　弘, | 文芸と思想 | (8) | 〃 |
| 家族法の民主化とその逆行的傾向 | 西村信雄, | 立命法学 | (6) | 〃 |
| 包括遺贈と特定遺贈 | 谷口知平, | 法学雑誌 | (1—1) | 〃 |
| わが国扶養紛争解決の実態 | 〃 | 比較法研究 | (8) | 〃 |
| 民法第 891 条の盲点を衝く | 堀　忠孝, | 福岡学芸大学紀要（文科系統） | (3) | 〃 |
| 内縁中の懐胎と父性推定 | 来栖三郎, 尾高朝雄子, | 法学協会雑誌 | (71—5) | 〃 |
| アメリカにおける扶養義務 | 尾高朝雄子, | 比較法研究 | (8) | 〃 |
| 現行英国後見法の発展 — 1.2 — | 遠田新一, | 広島大学政経学会 | (4—1,2) | 〃 |
| フランス法における夫婦間の扶養義務 | 木村健助, | 関西大学法学論集 | (5—4) | 〃 |
| 内縁の妻が懐胎した子と父の推定 | 〃 | 〃 | (4—2) | 〃 |
| フランス法における扶養義務 | 〃 | 比較法研究 | (8) | 〃 |
| 未成年者の親権者母が親族会の同意を得ないでした家屋譲渡契約を取消したことによる原状回復義務と同時履行 | 西沢　修, | 民商法雑誌 | (29—5) | 〃 |
| 遺言相続制概史 — 1 — | 福島四郎, | 関西大学法学論集 | (4—2) | 〃 |
| 中国家族法補考 —仁井田陞博士「宗代の家産法における女子の地位」を読みて— | 滋賀秀三, | 国家学会雑誌 | (67—9, 10) | 〃 |
| — 2 — | 〃 | 〃 | (67—11, 12) | 〃 |
| — 3 — | | | | |
| 改正相続法の取扱いについて | 白崎浅吉, | 税経通信 | (9—9) | 〃 |
| 婚姻成立後 200 日以内に出生した子の身分 | 中島一郎, | 民商法雑誌 | (30—2) | 〃 |
| ドイツ法における扶養義務 | 太田武男, | 比較法研究 | (8) | 〃 |
| ソ同盟における扶養義務 | 福島正夫, | 〃 | (〃) | 〃 |
| 生存配偶者の相続権の一考察 — 3 — | 小林三衛, | 法学 | (19—2) | 〃 |
| 私生子の転落過程 —ゲルマン法の場合— | 田村五郎, | 法学新報 | (62—3) | 〃 |
| 親孝行の法律的義務 | 牧野英一, | 法律のひろば | (18—3) | 〃 |
| 社会立法における遺族について — 1.2 完— | 青谷和夫, | 民商法雑誌 | (30—5) | 〃 |
| | | | (21—2) | 〃 |
| 九州の末子 | 中川善之助, | 法律時報 | (27—4) | 〃 |
| 性別（民法断想） | 〃 | 〃 | (27—6) | 〃 |
| 老人の扶養をめぐる若干の問題 | 高野竹三郎, | 早稲田法学 | (30) | 〃 |
| わが国近代社会における親族共同体の親族法的構造について | 今中武夫, | 滋賀大学学芸学部紀要 | (4) | 〃 |
| *親族法（法学新書） | 島津一郎, | 法律文化社 | (130) | 〃 |
| 非嫡出親子関係について | 谷口知平, | 民商法雑誌 | (30—3) | 〃 |
| 内縁の子の父の推定 | 〃 | 〃 | (30—6) | 〃 |
| 民法改正の主要問題 —家族法の再改正について— | 加藤正男, | 同志社法学 | (6—6) | 〃 |
| アメリカ各州養子縁組法概要 | | 家庭裁判月報 | (7—1) | 〃 |
| 親子法をめぐる疑問 | 岡　岩雄, | 〃 | | 〃 |
| 公法上の被保護者に対する私法的扶養の履行について | 佐藤文男, | 社会事業 | (38—3) | 〃 |
| 中国家族法補考— 4，完 — | 滋賀秀三, | 国家学会雑誌 | (65—7.8) | 〃 |
| われわれは親族に対する扶養の責任を信じないか | ドロシー・ニーレンガルテン, | 社会事業 | (38—5) | 55 |
| 扶養義務と扶養当事者 | 坂　義彦, | 民商法雑誌 | (30—5) | 〃 |
| 親族会招集手続の違法と不服の訴 | 木村健助, | 〃 | (31—1) | 〃 |
| 社会主義社会における私生子法の二三の問題 | 中川高男, | 法政研究 | (21—3,4) (以下次号) | 〃 |

# 疲労に

エスエス

エスタロンは強力なSS-1を配剤にしてあります

"その日の疲れはその日に治す"この効果の早さをねらってつくられた疲労回復剤です。数種のビタミン・タウリン、肝臓薬の集中効果で疲労要素が分解され、驚くほどの早い効きめです。

特殊ビタミン剤　錠・注・液

強力

# エスタロン

（東京銀座東四・大阪天満駅前）　エスエス製薬株式会社



婦人少年協会編

# 百万人の愛唱曲集

A6版　132頁
定価　60円
〒8円

心の友となる、おまちかねの愛唱歌曲百二十六曲を皆さまに送ることになりました。歌唱指導に、コーラスに、親しみやすく、すぐ役に立つテキストとして、一人で一冊は必ず持ちましょう。

団体販売者で御希望の方へ　実物見本贈呈致します。
（送料八円同封の事）

左記による予約申込を受けます

○百名以上よりの団体予約申込に限り、一部五十円

○三回部以上御申込の団体には、サービスとしてその会歌・工場歌・国歌・校歌等御希望の曲を挿入いたします。

○申込先　東京都文京区西片町十番いの五五
シンフォニー楽譜出版社
振替　七八四四二
電話　小石川(92)二六三七



昭和二十六年五月三十日　昭和三十一年八月一日　第八種郵便物認可　婦人と年少者　定価毎月一回（第四号）　第八巻第七号